

日本社会事業大学大学院
福祉マネジメント研究科
(専門職大学院)
第三者評価 報告書



平成 25 年 3 月

社団法人日本社会福祉教育学校連盟

はじめに

社団法人日本社会福祉教育学校連盟は、昭和30(1955)年より活動を開始し、2003年に社団法人となりました。現在、趣旨に賛同する163校が入会して、社会福祉学の教育水準等の質的向上を図り、社会福祉学に関する学術研究を推進することを通して、わが国の社会福祉教育の啓発・普及に貢献することを目的として活動を行っています。

本連盟は、大学院における社会福祉教育の質の向上について、発足以来検討を重ねてきました。大学院委員会（旧大学院教育検討委員会）においては、その結果を適宜本連盟の全国社会福祉教育セミナー大学院分科会で報告するとともに、「社会福祉系大学院博士前期・修士課程カリキュラム・ガイドラインーその1」を設定しました。このガイドラインは、わが国の社会福祉系大学院の多様な教育課程の増加傾向が、必ずしも社会福祉系大学院の教育・研究水準の維持・向上に機能していないという問題意識から出発しました。委員会では本連盟としての「大学院教育のアクレディテーション基準」を教育課程分類でいう「従来型」で提示し、教育・研究水準（基準）を定め、これを維持・向上させることによって教育課程の検討と整備を推進し、高度専門教育の質・量の拡充を図り、「新時代の大学院教育」の養成にこたえることを目的に提起したものでした。

これらの活動を基盤として、今回わが国で唯一の社会福祉系専門職大学院である日本社会事業大学専門職大学院福祉マネジメント研究科の第三者評価を受託し、第三者評価を実施することになりました。専門職大学院認証評価義務化前の最後の第三者評価であります。できるだけ認証評価に近い形で実施すべく、第三者評価委員会を連盟内に設置し、評価を行いました。

本連盟では、社会福祉系専門職大学院の認証評価機関としての申請も視野に入れて、今回の第三者評価を実施しました。認証評価につながる第一歩としての第三者評価を行うことにより、社会福祉系専門職大学院の質の向上、ひいては社会福祉分野の大学院教育全体の活性化と発展に寄与していきたいと考えます。

最後になりましたが、今回の第三者評価事業にご協力を賜りました評価委員の皆様をはじめ、関係各位に心より御礼を申し上げます。

2013年 3 月

社団法人日本社会福祉教育学校連盟
会長 野 村 豊 子

目 次

はじめに

目 次

I	2012（平成24）年度「日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科（専門職大学院）」の第三者評価について	1
II	日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科（社会福祉系専門職大学院）に対する第三者評価結果	5
III	資料	43

I 2012（平成24）年度「日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科
（専門職大学院）」の第三者評価について

1 社会福祉系専門職大学院第三者評価の組織体制について

社団法人日本社会福祉教育学校連盟（以下、連盟）では、平成24年8月1日付けで日本社会事業大学学長代行（契約当時）と委託契約を締結し、これに基づいて「日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科（専門職大学院）の学校教育法第109条3項及び学校教育法施行規則第167条2項に基づく検証（第三者評価）に係る事業を行った。

第三者評価を行うにあたっては、連盟の大学院委員会において、第三者評価の対象となる日本社会事業大学と利害関係のない（非常勤を行っていない者等）教員を選出した。また、連盟会員校の教員だけではなく、専門職大学院の評価を幅広く公平に実施するために社会福祉関係団体等への推薦を募り、外部評価委員2名の推薦を得た。その後、大学院委員会に下に第三者評価委員会を設置し、委員長1名、委員8名を決定した（資料1参照）。

2 社会福祉系専門職大学院第三者評価の経過について

第三者評価委員会では、第1回委員会において評価者研修セミナーを実施した。その後、第三者評価を行うための、評価実施手引き書を作成し、委員に配布した。

日本社会事業大学には、基準ごとの自己評価が提出された。提出された自己評価から、実地調査を実施した。実地調査にあたっては、事前に質問があった場合は、事前質問表を送付し、実地調査において回答を得た。また自己評価において添付された資料だけでは判断できず、実地調査時にすぐに提示できない書類等については、実地調査後速やかに提出することを求めた。再度提出され資料は、直ちにメールにて委員に送付した。

実地調査の目的は評価の正確さを期すことであり、書面調査の過程で発生した疑問点等に対する質疑応答を行った。また、書面のみでは把握が困難な施設・設備の状況の確認、自己評価に添付された資料以外の資料の提出等を求めた。あわせて学生インタビューや授業参観を行った。こうした取り組みにより、調査の実効性を高めることに努めた。

その後基準ごとに評価結果を作成し、これを日本社会事業大学に送付した。この結果を受けて、日本社会事業大学教職員同席で委員会を開催し、意見交換を行い、評価結果についての確認を行った。

委員会のスケジュールは、資料2の通りである。

3 社会福祉系専門職大学院第三者評価結果の公表について

本評価結果は、連盟から文部科学省並びに日本社会事業大学に報告する。また連盟のホームページにおいても公表し、連盟の活動の一環として、広く社会福祉系専門職大学院の質の向上の取り組みについて周知することとする。

資料 1

日本社会事業大学 専門職大学院第三者評価委員会 名簿

委員長：野口 定久

(敬称略, 同一枠内五十音順)

	区分(機関名)	評価委員名	
1	(社)日本社会福祉教育学校連盟	同志社大学教授	木原 活信
2		関西学院大学教授	芝野 松次郎
3		上智大学准教授	高山 恵理子
4		委員長・日本福祉大学教授	野口 定久
5		東洋大学教授	野村 豊子
6		東洋大学教授	藤林 慶子
7		龍谷大学教授	松溪 憲雄
8	(社)日本社会福祉士会	ふるい後見事務所(独立型社会福祉士)	古井 慶治
9	全国社会福祉施設経営者協議会	社会福祉法人六親会常務理事、特別養護老人ホーム プレーゲ本塾施設長	湯川 智美

担当箇所

- 基準 1：野口 定久
- 基準 2：木原 活信
- 基準 3：野村 豊子
- 基準 4：芝野 松次郎
- 基準 5：松溪 憲雄
- 基準 6：藤林 慶子
- 基準 7：高山 恵理子
- 基準 8：古井 慶治
- 基準 9：湯川 智美

資料 2

日本社会事業大学 専門職大学院第三者評価委員会 スケジュール

		内容
2012年8月1日		社会事業大学より自己評価書提出
2012年9月29日	第1回委員会	自己評価書の確認、評価委員研修セミナー、評価内容等の説明、スケジュール等の説明
2012年10月20日		報告書フォーマット打ち合わせ（芝野、野村、藤林委員）
2012年10月31日		社会事業大学より追加資料の提出
2012年11月23日	第2回委員会	自己評価、実地調査の結果等の検討、今後の評価手順等の確認
2012年11月23日	実地調査 1	実地調査（出席委員：高山、野口、野村、藤林、松溪）
2012年12月1日	実地調査 2	実地調査（出席委員：木原、野村、藤林、古井、湯川）
2012年12月1日		社会事業大学より11月23日実地調査時の確認事項に対する回答提出（出席委員には当日配布、欠席委員にはメールで送信）
2012年12月14日		実地調査 3 文京キャンパス（出席委員：高山）
2012年12月17日		社会事業大学より12月1日実地調査時の確認事項に対する回答提出（委員にはメールで送信）
2013年1月7日		委員より報告書第一次案提出
2013年1月13日	第3回委員会	報告書作成についての確認、委員提出の報告書第1次案の検討と修正
2013年2月22日	第4回委員会	報告書第1次案の検討並びに社会事業大学教職員の同席で質疑応答等
2013年3月		報告書第二次案提出、報告書まとめの作成

Ⅱ 日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科
(社会福祉系専門職大学院) に対する第三者評価結果

1 評価結果

社団法人日本社会福祉教育学校連盟の第三者評価委員会における評価の結果、貴専門職大学院は、連盟が設定した社会福祉系専門職大学院の基準に適合していると判定する。ただし、改善の指摘もあったので、各基準の【質問、意見、指摘事項等】で指摘された事項については、自己評価を重ねて改善に努力していただきたい。

本判定の期間は、2017（平成29）年3月31日までとする。

2 総評

貴大学院福祉マネジメント研究科（専門職大学院）（以下、貴専門職大学院）は、「深い人間理解と広い社会的視野に基づいて、日常生活に支障がある人々の人権擁護や自立支援に必要な高度な知識及び技術を習得させ、福祉分野で指導的な役割を担うマネジメント技法等を踏まえたソーシャルワーク専門職を養成する」ことを目的としており、これは社会福祉系専門職大学院の目的と合致している。また、「人権と社会正義に創造的で高度な専門性を持つ人材を育成する」という専門職養成上の目的にも沿ったものである。

その教育理念や教育目標、構想等についても明記されているほか、ホームページ、大学案内などを通じて、広く社会一般に明らかにされている。また入学者選抜においても、多様な選抜方法の実施等の工夫もされていた。

貴専門職大学院においては、上記の目的に即して、社会福祉系専門職大学院として、様々な工夫をもって専門職養成教育を実施している点は高く評価したい。教員の研究体制等についても日本社会事業大学や同大学院と同じ基準や研究費の配分が行われており、学生への支援も同大学等と同様の支援を行っている。教育の質の向上や改善についても、適切に実施されていた。より高度な専門職養成を目指した独自の「アドバンスソーシャルワーカー認定制度」を行ってきたという実績についても高く評価することができる。認定社会福祉士、認定上級社会福祉士制度の創設に伴い、「アドバンスソーシャルワーカー認定制度」については、検討を始めることも明記されており、今後に期待したい。学生支援についても適切に実施されているが、働きながら学ぶという専門職大学院の特色から、相談・支援体制の一層の充実を期待したいという評価であった。

しかし、貴専門職大学院の目的を達成する上で、改善に向けて取り組むべき課題についても指摘しておきたい。

一番大きな問題は入学定員の充足率が深刻な状況にあるということである。社会福祉分野では、一般大学院においても入学者の減少が問題となっているが、貴専門職大学院は定員が多いためより深刻な状況にあるといえる。入学者数の減少は、財務状況にも大きな影響を与えており、極めて厳しい財務状況であるとの評価であった。入学者を増やさないと財務状況も好転をしないので、現在実施されている様々な取り組みを評価しつつも、実際に取り組みに対する効果が現れていないという状況を鑑み、入学者増に向けての抜本的な改革が求められる。

また、ケアマネジメントコースとビジネスマネジメントコースという2つのコースの整合性、専門職大学院という特徴をより明確にした教育方法の提示等も必要であるとの指摘

があった。特に2つのコース内の完結は評価しつつ、社会福祉系専門職大学院として、なぜこの2つのコースなのかという疑問は、複数箇所指摘されていた。専門職大学院の学生の到達度評価としての学生自身の評価については、専門職大学院としてのレベルに達していない学生もいるという指摘もあり、指導方法等の強化が指摘されていた。カリキュラムについても、ソーシャルワークの研究動向・実践状況も踏まえて、メゾやマクロ領域についての教育カリキュラムの設定等、社会福祉系専門職大学院としてソーシャルワークをもっと反映したカリキュラムとすることも求められている。社会福祉系専門職大学院としながらも、ソーシャルワークという用語がコース名に明記されておらず、なぜケアマネジメントとビジネスマネジメントなのかについても不明確であり、今後の検討が必要であろう。

教育環境については、2カ所のキャンパスでの授業ということで、それぞれのキャンパスのメリット・デメリットが指摘された。学内の設備については充実していないという学生アンケートの回答もあり、学生の学習環境の整備が求められる。特に、文京キャンパスにおいて、コンピュータ数が学生数に比して少ない、学内LANが接続されていないという状況は学生にとって十分な環境とはいえない。文京キャンパスは便利ではあるが、教室数が少ない等教育環境が適切とはいえないので、今後の改善が必要であろう。また、専門職大学院の学生は社会人であり、土日や夜間に勉強する機会が多いのに、図書館の開館時間が配慮されていないという問題点も指摘されていた。

情報公表状況については、概ね適切であるという評価であったが、ホームページについては、わが国唯一の社会福祉系専門職大学院としての特色を出したものが必要であること、学位授与状況や修了者の進路評価の公表の必要性が指摘されており、継続的な改善が必要である。

専門職大学院独自のファカルティ・ディベロップメントについては、検討の必要性が指摘されており、具体的な向上方法の検討が指摘されている。

わが国唯一の社会福祉系専門職大学院である貴専門職大学院には、今後もオピニオンリーダーとして先駆的な取り組みを行うことが求められており、貴専門職大学院の目的の達成に向けて一層充実した教育研究活動が展開されていくことを期待したい。

なお、今回の第三者評価を実施して、評価基準そのものの見直しも必要であることも明らかになったことも付記しておきたい。重複している項目等の整理が必要である。本連盟としては、社会福祉系専門職大学院の認証評価実施に向けて、今後基準や評価の実施方法等の検討が行うことが必要であろう。

3 社会福祉系専門職大学院基準の各項目における概評

基準1 使命・目的・教育目標

社会福祉系専門職学位課程は、社会福祉の分野におけるプロフェッショナルとして、国内外で活躍できる高度専門職業人の養成に特化した大学院教育課程であり、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的に設置している。

各大学は、社会福祉系専門職大学院の使命・目的および教育目標を明確に定め、それを学内外に広く公表するとともに、社会的要請の変化等を視野に入れながら、絶えず教育目標や内容・方法の適切性について検証を行い、使命・目的の実現に向けて改善に努めることが必要である。

- ・専門職大学院の目的（大学院設置基準第1条の2において定めることとされている目的をいう。）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に適合するものであること。

【評価の視点ごとの分析・判断、根拠理由】

<使命・目的・教育目標の適切性>

1-1 各専門職大学院の使命・目的および教育目標（エデュケーション・ポリシー）が明確に定められているか。

貴専門職大学院は、「深い人間理解と広い社会的視野に基づいて、日常生活に支障がある人々の人権擁護や自立支援に必要な高度な知識及び技術を習得させ、福祉分野で指導的な役割を担うマネジメント技法等を踏まえたソーシャルワーク専門職を養成する」ことを福祉マネジメント研究科の固有の目的として設定している。この目的は、日本社会事業大学の基本理念として掲げる、①博愛の精神に基づく社会貢献、②社会福祉の理論を窮め、社会福祉実践を常に大切にすること、③異なる文化、異なる民族、異なる国籍の人々と共に生きる社会の創世の建学精神に基づいて、「人権と社会正義に創造的で高度な専門性を持つ人材を育成する」という貴大学院の社会福祉専門職養成上の目的に沿ったものである。

上記の目的については、資料A-1専門職大学院の目的（日本社会事業大学大学院学則第3条第1項）および資料A-3：大学の基本理念（日本社会事業大学中期目標）に明示されている。資料1-1-①-1（社会事業学校経営委託費交付要綱）および資料1-1-①-1（ホームページ）の記述内容においても確認することができた。

1-2 使命・目的・教育目標は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」という専門職学位課程制度の目的に適ったものであるか。

専門職大学院の教育目標については、資料A-2（2013年度福祉マネジメント研究科（専門職大学院）入学試験要項）の中に、①多様化し、複雑化している福祉ニーズに対応できる実践力を有したソーシャルワーカーの養成、②事例修習、実践修習等を通して応用実践力を養い、関係者・関係組織との協働関係において、スーパーバイザーやマネジャーの役割を担うことのできる社会福祉専門職の養成、③福祉課題の解決・改革に向けて、人びとの権利・社会正義の倫理観を全うし、広い視野と展望を持って自律的に活動できる社会福祉専門職の養成等を掲げている。これらの記述は、資料A-4：大学の基本目標（日本社会事業大学中期目標・中期計画）の趣旨に沿ったものであり、適切であると判断した。

1-3 使命・目的・教育目標のなかに、養成すべき人材像（ソーシャルワーカー像）が適切に表現されているか。

資料1-1-③-1（ホームページ）のアドバンスソーシャルワーカーでは、修了後、現場で働きながら、学びと修習を継続し、要求されるコンピテンシーを目指す「継続修習制度」によって、継続的な学びと研鑽の場を提供する大学院であると記載されている。求められるコンピテンシーの内容も明示されている。資料1-1-①-2（ホームページ）の教育目標において確認できる。日本社会事業大学大学院2013年大学院案内（10頁）に、専門職大学院の「求める人材像」と特色（実践力、課題発見力・対応力の獲得）がコース別に記載されている。

1-4 社会福祉系専門職大学院として、社会福祉学、ソーシャルワーク等を教育目標等に示しているか。国際ソーシャルワーク学校連盟、国際ソーシャルワーカー連盟が定めるソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準（Global Standard）の内容を教育目標やカリキュラムに適用すべく検討しているか。

社会福祉系専門職大学院として社会福祉学、ソーシャルワーク等を教育目標等に明示されている。国際ソーシャルワーク学校連盟、国際ソーシャルワーカー連盟が定めるソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準（Global Standard）の内容を教育目標やカリキュラムへの適用については、日本社会事業大学主催による「アジア型ソーシャルワーク教育の標準化・国家資格互換性にむけて」（平成21年度）をテーマとした国際シンポジウムにおいて発表されている。また、科研費等の外部資金による研究において中国・韓国の社会福祉士国家試験指定科目と貴専門職大学院の現行カリキュラムについてグローバルスタンダードのコアカリキュラムの照合分析が行われている。

<使命・目的・教育目標の検証>

1-5 使命・目的・教育目標のなかに、職業倫理の涵養について適切に盛り込んでいるか。

社会福祉専門職の職業倫理規定について国際ソーシャルワーカー連盟が定めるグローバルスタンダード及び日本ソーシャルワーカー協会、他の専門職等の倫理規定を参考に、

専門職大学院として職業倫理規定を掲載することが望ましい。

1-6 教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。

教育目標の検証作業は、その目標達成の基準を文言化する営みは可能であるが、それを評価することは難しい。教育的には非常に大きな意味をもつことになるのではないかとと思われる。ソーシャルワーカー像の議論が、それぞれの領域ごとに相当の水準、完成度において提供されたとしても、院生には相当に厳しいことになるという思いがある。その点、ポートフォリオ方式の実施等によって教員や院生に理解させることも必要である。

1-7 検証結果を改革・改善に繋げる仕組みが十分整備されているか。

FD委員会の開催やポートフォリオ方式の実施等、検証した結果を改革・改善につなげる個別の努力は認められるが、そのプロセスと仕組みの全体像を明示する体系的な資料説明が求められる。

【質問、意見、指摘事項等】

・ 理念・目的および教育目標において評価すべき点を述べる。日本社会事業大学福祉マネジメント研究科（専門職大学院、以下、本研究科）は、教育理念として「人権を守り社会的公正を実現することを理念とし、社会の変化と人びとの多様化するニーズに対応して社会福祉実践を行い、新たな価値を創造して福祉現場を改革するとともに、情報発信を行う人材を養成する」ことを目的に定めている。（資料：福祉マネジメント研究科 基本方針、2012年11月22日）。また、本研究科の改編を想定した教育目標には、①アドバンスソーシャルワークコース（人びとニーズに応じた効果的な支援を展開できるとともに、組織内はもとより組織を超えたスーパービジョンを展開し、また、これらの実践を言語化し、組織・地域・社会に対して有意な発展・改革の方向を提示しうる人材の養成）、②福祉ビジネスマネジメントコース（福祉サービスを提供する上で経営が直面する課題を、自ら経営する組織或いは自らが所属する組織はもとより、組織や現在の環境を超えて発見・分析・理解し、その改善をはかり、その実践を言語化・発信することをもって、福祉サービスの質の向上を担いうる人材の養成）が明記されている。

・ 本研究科再編の構想には、①アドミッション・ポリシー：アドバンスソーシャルワークコース（社会福祉関連領域でマネジメント等の実践経験を有し、福祉サービス等のソーシャルワーク業務の中核的担い手を目指す人）、ビジネスマネジメントコース（福祉サービスその他の経営・管理的業務の実務経験を有し、経営・管理業務の創造的な担い手を目指す人）と明確に提示されている。②カリキュラム・ポリシー：課程編成の体系化（理論科目、方法論科目、実践系科目、実践課題研究）を明示し、修了後希望する院生には、「継続修習生」として学びを継続する機会を保障し、認定社会福祉士・認定上級社会福祉士の取得を支援することも構想している。③ディプロマ・ポリシー：学位授与の要件、課程修了の基準（理論と実務の両面にわたる能力を備えること）、価値を基盤とした職業的倫理、

福祉実践の創造と現場の変革を担いうる専門職としての自己形成といった修了時の到達目標が明記されている。

・ 当面の改善点は以下の通りである。①2つのコース（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）のカリキュラム間の相互乗り入れ等の履修モデルを提示すること、②本研究科の教育理念を基盤とした職業的倫理を具体的に記述すること、③アジアにおけるソーシャルワーカーの協働（木戸宣子「日本におけるソーシャルワーカー養成教育」）化を促進すること。

基準2 入学者選抜

- ・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められていること。
- ・入学者受入方針・選抜基準・選抜方法に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- ・障害のある者等が受験するための仕組みや体制が整備されていること。
- ・定員管理が適切に行われていること。
- ・入学者選抜方針、基準、方法のあり方を、継続的に検証する組織体制や仕組みが確立されていること。

【評価の視点ごとの分析・判断、根拠理由】

<入学者受入方針>

2-1 各専門職大学院の使命・目的・教育目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

当該専門職大学院の求める学生像や入学者選抜の基本方針等は、大学院案内、入試要項、のなかで「研究科長メッセージ」「専門職大学院の求める人物像」に明示されてある。それらは関連機関団体へ周知されるとともにホームページ上にも掲載されている。

したがって、これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

2-2 入学者の選抜基準・選抜方法は明確に定められているか。

当該専門職大学院の入学者の選抜基準については、学力試験及び面接審査の選抜基準を審議して、決定しており、その選抜基準は、区分A（有資格者）B（推薦）C（一般）D（特別推薦）の各区分に示すとおり、各ニーズに合わせて合理的かつ適切な方法を選択している。

したがって、これらのことから入学者の選抜基準・選抜方法は明確に定められているといえる。

<実施体制>

2-3 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。

当該専門職大学院の選抜基準は、区分A（有資格者）B（推薦）C（一般）D（特別推薦）という多様な形態が採用されており、それが十分に機能しているといえる。また入試委員会体制を常設委員会が責任をもって管理する方法に体制変更をするなど公正で安定的な体制となっているといえる。

したがって、これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているといえる。

<多様な選抜>

2-4 複数の入学者選抜方法を採用している場合、それぞれの選抜方法の位置づけおよび関係は適切であるか。

当該専門職大学院の入試形態4区分のA(有資格者)B(推薦)C(一般)D(特別推薦)に共通するものとして書類、面接、そしてそれぞれの特色に合わせて、論文、専門知識を課している。また一般入試では、福祉サービス利用者を交えたグループディスカッションを実施するなど、福祉専門家の養成校として適切でありかつユニークな方法を選択している。

したがって、複数の入学者選抜方法はそれぞれの選抜方法の位置づけおよび関係は適切であるといえる。

<障害のある者への配慮>

2-5 身体に障害のある者等が入学試験を受験するための仕組みや体制が整備されているか。

入試要項において、「身体に障害のある受験生へ」と明示して、諸種の障害種別ごとにきめ細かく該当の受験生への配慮がなされた情報が明記されている。

したがって、身体に障害のある者たちが入学試験を受けることへの体制及びそれへの情報が整っているといえる。

<定員管理>

2-6 福祉系専門職大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数は適正に管理されているか。

当該専門職大学院の入学定員が80名となっているが、入学者数、在籍者数も定員をオーバーすることなく、安定した数となっている。

以上のことから在籍学生数は適正に管理されているといえる。ただし、後述するが一方で初年度以降定員を下回っていることから、学生募集の工夫も必要であろう。

2-7 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組みが行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該専門職大学院の充足率では、平成16年度だけが充足率1.00であったが、以後、暫時減少し続け、平成24年は0.49となっている。9年間の平均で0.74となっている。これらに対して改善するための取組みについては、入試制度改革や「専門職大学院のつどい」

「福祉実践フォーラム」などを開催している。

しかしながら、入学者の減少傾向は様々な対応の後も更に続いており、直近で0.5を割ったということはかなり深刻な状態にきていると言わざるを得ない。これらへの取り組みがなされているというものの、受験生へそれほどのインパクトをもっているものとは言えず、抜本的な改革が今後もさらに求められるところである。この点は改善が求められる。

<入学者選抜方法の検証>

2-8 入学者選抜の方針・選抜基準・選抜方法等のあり方について、継続的に検証する組織体制や仕組みが確立されているか。

入学者選抜において多様な入試形態を実施し、特に指定法人推薦制度、学内推薦制度などを実施するなどの改革を試みている。

しかし、組織体制の改革としては、継続的に検証していこうとはしているが、内部改革だけでは限界もあり、資格制度などの外部要因との関係もかかわってくる。たとえば、新たに始まることになっている認定（上級）社会福祉士等の資格制度と大学院制度を密接に絡めるような方向でどのようにもっていけるのかといった外的要因をも検討することが求められよう。これらの資格制度はあくまで学内マターではなく、外的要因であるとはいえ、日本社会事業大学は福祉教育のオピニオンリーダーとして、根本的な制度改革への関与が求められる。

【質問、意見、指摘事項等】

- ・ 区分A（有資格者）B（推薦）C（一般）D（特別推薦）という4つの入り口からなる多様な入試を、実情にあった多様な選抜方法をとおして実施している点は評価できる。
- ・ 障害者の受験制度が整備されており、その対応、配慮がきめ細かく徹底している点は、特色として評価できる。
- ・ 入学定員の充足率が9年間で0.74、直近で0.49と、ついに0.5を割り込みかなり深刻な状況になってきている点。内部組織としての取り組みは、上述したようにある程度は実施されているが、もはやそれだけでは十分ではないのではないか。たとえば、大学院と認定（上級）社会福祉士制度等の資格のあり方を総合的に絡めたような抜本的な改革が求められるではなかろうか。臨床心理士などの資格では大学院修了を基準としたことで教育と資格が機能して大学院での専門教育が軌道にのったように思える。また福祉専門職の国際的な趨勢は大学院を最低基準にするという傾向にあるが、現状、日本の福祉専門教育ではそうっていない。これらの現状に日本の専門職大学院の福祉教育の厳しさがあるように思える。ただしこれは大学内部だけの改革ではなく、外的要因によるものであるので単に当該研究科だけの責務でないのは言うまでもないが、このような現状の問題意識を社会福祉教育界全体に共有させて制度を改革していく必要はある。特に日本の社会福祉教育のオピニオンリーダー、あるいは専門職大学院の先駆としての日本社会事業大学が、先頭にたってこの問題への責任ある関与が必要となるのではないか。

基準3 教育課程及び内容・方法

- ・使命・目的・教育目標に沿って学位授与に関する方針及び、教育課程に関する方針が明確に定められていること。
- ・教育課程が社会福祉の理論と実践の架橋に留意しつつ、各専門職大学院の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名との関係において適切であること。
- ・教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- ・成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。
- ・学習を進める上での履修指導が適切に行なわれていること。

【評価の視点ごとの分析・判断、根拠理由】

<学位授与・教育課程の方針>

3-1 各専門職大学院の使命・目的・教育目標に沿って、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び、教育課程に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められている。

大学院履修要項では、当該専門職大学院の目的について、その概略が述べられている。「人権を守り社会的公正を実現することを理念とし、社会の変化と人びとの多様化するニーズに対応して社会福祉実践を行い、新たな価値を創造して福祉現場を改革するとともに、情報発信を行いうる人材を養成する」ことを目的に定めている。また、カリキュラム・ポリシーにおいては、課程編成の体系化（理論科目、方法論科目、実践系科目、実践課題研究）を明示している。さらに修了後希望する院生に対して、「継続修習生」として学びを継続する機会を保障している。ディプロマ・ポリシーにおいては、学位授与の要件、課程修了の基準（理論と実務の両面にわたる能力を備えること）、価値を基盤とした職業的倫理、福祉実践の創造と現場の変革を担いうる専門職としての自己形成という当該専門職大学院修了時の到達目標が明記されている。

<教育課程の編成>

3-2 社会福祉・ソーシャルワークの理論と実践の架橋に留意しつつ、各専門職大学院の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

また、教育課程が以下の事項を踏まえた内容になっているか。

（1）教育課程が、社会福祉・ソーシャルワーク実践に必要な専門的知識、思考力、分析力、表現力を習得させるとともに、社会福祉・ソーシャルワーク実践現場における指導的立場を担う者としての高い倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（2）社会福祉・ソーシャルワークに関する講義、演習、実習に関する科目が適切に配置されていること。

（3）基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取り扱う科目がそれぞれ

れ開設されるなど、段階的な教育を行なうことができるよう教育課程が編成されていること。

学則別表、専門職大学院時間割及び履修要綱、2013年度福祉マネジメント研究科・専門職大学院入学試験要項の中に、大学の基本目標に沿い、目標とする人材育成の在り方が示されている。すなわち、第1に多様化し、複雑化している福祉ニーズに対応できる実践力を有したソーシャルワーカーの養成、第2に事例修習、実践修習等を通して応用実践力を養い、関係者・関係組織との協働関係において、スーパーバイザーやマネジャーの役割を担うことのできる社会福祉専門職の養成、第3に福祉課題の解決・改革に向けて、人びとの権利・社会正義の倫理観を全うし、広い視野と展望を持って自律的に活動できる社会福祉専門職の養成である。これらの目標に沿い、教育課程は、概ね適切に編成されている。

3-3 教育課程や教育内容の水準が、社会福祉分野の期待に応え、指導的立場の社会福祉・ソーシャルワーク実践者を養成するのにふさわしいものとなっているか。

専門職大学院履修要綱では、学生の修得目標が記載され、成果の報告書では、学生の修得した最終レポートの結果がまとめられている。その一連の手続きは、学生の意見を丁寧に反映させるものとなっている。

<履修体系>

3-4 授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、社会福祉・ソーシャルワークの研究動向、実践状況を反映したものとなっているか。

専門職大学院時間割、履修要綱、シラバスに提示されている所では、豊富な授業科目が展開されている。現状の社会福祉・ソーシャルワークの研究動向や実践状況を踏まえる中で形作られたものとして認められるが、評価者の検討事項を指摘事項として後述するものである。

3-5 履修科目の登録の上限設定等の取り組みを含め、単位の実質化への配慮がなされているか。

専門職大学院時間割、履修要綱及び院生とのグループ面談等に示されるように概ね適正である。

3-6 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

専門職大学院時間割、履修要綱及び院生とのグループ面談等に示されるように概ね適正である。

3-7 標準修業年限を短縮している場合（例えば、1年制コースを設定する等）には、

各専門職大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。

専門職大学院生とのグループ面談から、履修に関し1年制コースの学生の修得が困難であると指摘されていた。学生が計画的に履修できるような2年制コースのより一層の充実が望まれる。また、1年制コースの学生による評価等の再検討を踏まえ、教育効果への配慮が必要である。

3-8 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他研究科の授業科目の履修、他大学との単位互換等）に配慮しているか。

他研究分野の授業科目の履修、他大学との単位互換等が可能な授業について時間的に、またキャンパスの確保等により困難さがみられる。

<授業の方法等>

3-9 指導的立場の社会福祉・ソーシャルワーク実践に必要な事例研究、フィールドスタディ、グループ討論、スーパービジョン、その他の適切な方法により授業を行なう等の配慮がなされているか。

履修要綱、専門職大学院時間割、各種の院生グループ面談及び授業観察により多様な教育方法が活用されていることが認められる。この点について指摘事項を後述する。

3-10 （実習を行う場合は）スーパービジョンが、指導的立場の社会福祉・ソーシャルワーク実践者を養成するのにふさわしいものとなっているか。

実習が自らの実践現場で実施されている状況では、スーパービジョンを受けるスーパーバイザー、また行うスーパーバイザーの双方の役割が不明確となる。教員のスーパービジョン以外の枠組みを取り入れる等が緊急の課題であろう。

3-11 ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数になっているか。

学生数は教員一人当たり1学年15人となっているか。

演習・実習指導科目のクラスサイズは、十分な教育効果を得るのに適切な人数になっているか。

履修要綱、専門職大学院時間割及び院生のグループ面談等より、適当な人数であると評価できる。また、教員一人当たりの1学年学生数は、履修要綱より概ね15人と適正であると評価できる。演習・実習指導科目のクラスサイズについても、実際の授業の見学と観察から教員が2名、指導していることも含めて適切な人数であると考えられる。

3-12 通信教育を行なう場合には、面接授業（スクーリング）もしくはメディアを利用して行なう授業の実施方法が整備され、適切な指導が行なわれているか。

通信教育は行われていないので回答不可能である。

<授業計画・履修指導>

3-13 教育課程の編成に趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学生が計画を立てる上で教員によってはシラバス上の情報量が限られているものもある。短期間の高度な専門職養成を行う大学院であることからシラバスの作成の基本、また学生への周知方法はとりわけ工夫と開発が望まれる。

3-14 学生の履修指導及び学習相談、助言が学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行なわれているか。また通信教育を行なう場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行なわれているか。

履修要綱、専門職大学院時間割及び教員のヒアリングより概ね適正であると評価できる。

<単位認定・成績評価>

3-15 各専門職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として作成され、学生に周知されているか。

大学院学則第12条及び第13条の規定及びシラバス等の資料により概ね適切に周知されていると評価できる。

3-16 収容定員や在籍学生数に応じて、学位授与が適切に行われているか。

大学院学則、各年度における収容定員、在籍者数、学位授与数の資料等により概ね適切に行われていると評価できる。

3-17 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。

大学院学則、シラバス、修了要件に関わる資料により概ね適切に実施されていると評価できる。また、成績評価等の正確性の担保への措置も講じられており、適切である。

<情報共有>

3-18 学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応が図られているか。

大学院学則、シラバス、修了要件に関わる資料により概ね適切に実施されていると評価できる。

【質問、意見、指摘事項等】

- ・ 学則別表、専門職大学院時間割及び履修要綱では、3-2にある学位に照らした授業の実施等の項目については、2つのコースの中での完結性は見られる。しかしながら、それらが相まって日本で唯一の社会福祉の専門職大学院として位置づけられる視点からすると、他の大学院の状況との差異が明らかではない。ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの項目で指摘したように、当該専門職大学院の専門職養成における目的がさらに明確になることにより、授業科目の配置・教育課程の体系性も可能となると考えられる。現段階では2つのコースに分かれているが、有機的な統合ないし組み替えも視野に入れられるのではなかろうか。加えて、現行の教育課程の中に、一層の熟慮を重ねて専門性を担える科目の再検討を期待したい。
- ・ 社会福祉分野の期待する指導的立場の社会福祉・ソーシャルワーク実践者のレベルは、資料として提示された履修要項や成果の報告書に見られるものとは異なる質を求めているのではないか。個々の学生の成果にみられることであるが、学生間の質の差がかなり顕著に表れている。教育方法と評価の方法や手続きについて検討することが望まれる。
- ・ 授業科目の内容に示される領域では、個人・家族を含めたマイクロまた援助プロセスではアセスメントに力点が置かれている。社会福祉・ソーシャルワークの研究動向・実践状況においては地域・組織等のメゾ領域、さらにマクロ領域も含まれるが、それらがさらに重要視されることが求められていると考えられる。加えて、専門職の必須の修得科目として援助プロセスに関する介入・評価が反映されるべきであろう。
- ・ 指導的立場の社会福祉・ソーシャルワーク実践として適切な方法による授業については、多様な教育方法が活用されている点を評価した。しかしながら、これらの方法は学部で実施されているものと重複しており、とりわけ専門職養成に限ったものではないと考えられる。むしろ、その教授方法の多様さよりも、その中で展開される質の高い内容となることが望まれる。従来教育方法に加え、我が国における唯一の専門職大学院であるが故に創造的な工夫とその定着が期待される。

基準4 教育の質の向上及び改善

- ・教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。
- ・教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための取り組みが適切に行われていること。

【評価の視点ごとの分析・判断、根拠理由】

<自己点検・評価>

4-1 専門職大学院における学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。また、教育効果を評価する指標や基準の開発に取り組んでいるか。

学生の受け入れに関して、「入試広報室」と「入試管理委員会」が取りまとめたデータに基づき入試広報及び入試実施方法等について決定し、「専門職大学院研究科委員会」において審議している。教育効果については「リアクションペーパー」や学生の授業評価、意見交換会等によってカリキュラムの改善等に活かし、FDにも反映する仕組みがある。平成20年度に独自の自己点検・評価を実施し、日本社会福祉教育学校連盟を主体とする第三者評価を受け、専門職大学院としての基準に達していると判断されており、学生の受け入れに関する評価や教育効果の評価が自己点検・評価に適切に反映されていると評価できる。教育効果評価指標や基準の開発についても、指導教員個別の評価ではなく、専任教員が全員で評価する仕組みを設けることを検討している。以上のことから、4-1に関しては概ねよいと判断できる。

4-2 学生からの意見聴取（授業評価、満足度評価、学習環境評価等）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生による授業評価の結果を担当教員に通知し、担当者のコメントとともに「授業評価アンケート結果」としてまとめ、院生にも配布している。より詳細な「専門職大学院生アンケート」なども実施し、自己点検・評価に反映するとともに、授業スケジュール、科目の配置、教室の環境改善等に反映している。「学生との意見交換会」や「学習総括会（実践・学修報告会）」など、学生からの意見を聞く機会を複数持っており、聞き取った意見を教育環境の改善に反映しようとしている点は評価できる。よって4-2についてはよいと評価できる。

4-3 修了者の進路を把握する体制が整備されているか。また、修了者の進路先等における活躍の状況や評価を把握する体制が整備されているか。

平成19年度に就職先の人事担当者に対して資質・能力に関するアンケートと本人対して

自己評価アンケートを実施しており、継続して就職後の状況把握に努めようとしている。平成21年度「高度なソーシャルワーク教育を受けたもののキャリアアップの状況に関する調査研究」を大学院修了生に実施し、その結果をカリキュラムの改正や実践教育の充実に活かしている。継続修習制度やリカレント講座等を実施し、修了生の実践力向上を継続的に支援している。こうした取り組みから、4-3についてもよいと判断する。

4-4 学外関係者（専門職能団体、専門職大学院の教職員以外の現任社会福祉士、就職先等の関係者等、福祉サービス利用者などの当事者）の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

産・官・学からなる「福祉実践フォーラム」において専門職大学院の教育等を一般市民へ広報している。同時に、一般市民から意見を聴取したり、リカレント講座の一環として東日本大震災特別講座を実施し社会のニーズを把握することに努めたりして、自己点検・評価に反映させようとしている。「日本社会事業大学あり方懇談会」の意見が自己点検・評価に反映されているかという質問に対する書面での回答から、教員組織の改善のための教員採用計画に反映させていると判断できる。以上の取り組みから、4-4についてもよいと判断する。

<質の向上・改善>

4-5 自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取り組みが組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

外部評価、自己点検・評価の検証結果を教育の質の向上・改善に結びつける仕組みが整備されていると判断できる。平成20年度の第三者評価結果を平成21年度の教育に反映し、履修計画が作成しやすいように終了要件単位数を30単位に減じ、指導教員の指導の改善も行っている。したがって、4-5について概ねよいと判断する。

4-6 個々の教員は、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

「リアクションペーパー」を活用して、学生の学習状況を確認し、各教員が授業内容、教材、指導方法の改善に努めており、個々の教員が教育の質向上を図っていると判断できる。4-6についてもよいと判断する。

4-7 ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。特に、実務家教員の教育上の指導能力の向上及び研究者教員の実務上の知見の充実に努めているか。

FDを「カリキュラムFD」と「教員の指導能力向上自己研鑽FD」として2つ実施し

ており、その成果に基づき、認定社会福祉士制度に対応するカリキュラムへの改正を検討している。また、FD委員会を専門職大学院研究科委員会の下に置き常設化し、強化している点は評価できる。こうした取り組みから、4-7についても概ねよいと判断できる。

4-8 ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成 21 年度から長期履修制度の導入、修了要件のスリム化、アドバンスソーシャルワーカー (ADSW) 制度の創設、認定社会福祉士制度への研修認証申請などに結びついており、FD が教育の質向上や事業の改善に反映されていると考えることができる。しかし、FD そのものが直接改善に結びついたのかどうかは判断しにくい。今後FDの効果をより具体的に示す必要があると判断する。

【質問、意見、指摘事項等】

・ 学生からの意見聴取については、学生による授業評価の回収率にかなりのばらつきが見られるので、改善の余地があるのではないかと書面で尋ねた。回答は、評価は授業時間内に実施されているため十分な時間がとれなかった授業もあったが、来年度は、検討し改善を図りたいとのことであった。改善を期待したい。

・ 修了者の進路の把握体制等については、前回の第三者評価の際に指摘された「アドバンスソーシャルワーカー (ADSW) 認定制度」について、認定社会福祉士、認定上級社会福祉士制度との関連で、今後の方針について書面で質問した。回答は、ADSWによって独自のリカレント教育として、独自の人材育成を図ってきたが、新たな制度ができたことを踏まえ ADSW 認定制度の目的、認定方法を検討し始めているとのことであった。これまでの実績を精査し、目的と認定方法について十分検討されることを期待したい。

・ 学外関係者の意見等が教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているかどうかについては、「日本社会事業大学の変革と発展に関する懇談会」の意見が自己点検・評価に反省されているかを書面で尋ねた。回答は、将来構想への反映を検討しているが現在進行形であるとのこと。十分検討しその成果を将来構想に反映されることを期待したい。

・ ファカルティ・ディベロップメントについては資料からは、実務家教員が教育上の指導能力向上に努めていることを示すエビデンスが明らかにされていないのではないかと書面で尋ねた。回答は、「・・・、特にさまざまな委員会の委員等の実践活動は福祉理念・実践をリードする役割を果たし、実務上の知見の充実及び実践家に対する教育上の指導能力向上に繋がっている。」とのことであった。しかし、資料D-6の表は実務家教員の業績を示したものであり、具体的にどのようなFDによって実践家教員が教育上の指導力どう向上しようとしているのかは示されていないと思われる。学生評価の活用や教員のコメントは重要であるが、間接的な効果をもたらすと考えられるが、具体的な向上方法を検討されたい。

基準5 学生への支援体制

- ・ 学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、専門職大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。
- ・ 専門職大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図れることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。
- ・ 学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

【評価の視点ごとの分析・判断、根拠理由】

< 学生生活支援 >

5-1 学生生活に関する支援・指導体制が確立されているか。

『自己評価書』（46頁）によれば、学生支援部学生支援課をはじめとして、保健管理センター保健室、保健管理センター学生相談室が、相互に連携しながら支援している。『平成25年大学院案内』（13頁）によると、専門職大学院であるので、学生生活に関する指導の体制として、教員は、専門知識の提供や、専門事例の実践報告、俯瞰的見方の提示、スーパーバイズに関わっている。また、『平成23年度事業報告書』（19頁）によると、現に職を有し、標準修業年限（1年）で修了することが困難である者に対して2年間での履修を認める「長期履修制度」を設けている。以上のように、5-1については、概ね確立されているものと思われるので、良いと判断する。

5-2 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。

『平成23年保健管理センター保健室報告、保健管理センター学生相談室活動報告』によれば、学生の心身の健康を保持・増進するため、保健管理センター保健室、保健管理センター学生相談室が設けられている。実際に本専門職大学院生が利用しているのは、保健管理センター（46名）、学生相談室（3名）、キャンパスライフ支援（3名）と、ごく僅かである。以上のように、5-2については、概ね整備されているものと思われるので、良いと判断する。

5-3 各種ハラスメントに関する規定および相談体制が適切に整備され、それが学生、教職員および関係者へ周知されているか。

『日本社会事業大学セクシュアル・ハラスメントの防止・対策等に関するガイドライン』や、『日本社会事業大学セクシュアル・ハラスメントの防止・対策等に関する規定』、『自己評価書』（47頁）によれば、各種ハラスメントに関する規定および相談体制として、「日

本社会事業大学セクシュアル・ハラスメントの防止・対策等に関するガイドライン」と、「日本社会事業大学セクシュアル・ハラスメントの防止・対策等に関する規定」を設けられている。これらは、学生生活ガイドブックに記載されているし、「STOP! セクシュアル・ハラスメント」のリーフレットを配布して、学生、教職員への周知をはかっている。なお、ガイドライン及び規定の対象がセクシュアル・ハラスメントになっているが、各種のハラスメントについても対応しているとのことである。以上のように、5-3については、概ね、適切に整備され、それが学生、教職員および関係者へ周知されているものと思われるので、良いと評価する。

5-4 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。

『自己評価書』(47頁)と、『平成23年度事業報告書 資料編』(37頁)によれば、奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制として、学生支援部学生支援課が設けられている。外部奨学制度のほかに、日本社会事業大学独自の奨学制度として、学内給費制度や、障害のある学生・外国人留学生などに対する経済的支援制度を有している。学内給費制度の適用を受けた者が、2008年度12名、2009年度9名、2010年度9名、2011年度9名、2012年度4名である。以上のように、5-4については、適切に整備されているものと思われるので、良いと評価する。

<キャリア開発支援>

5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制が適切に整備されているか。

『自己評価書』(48-49頁)によれば、学生の進路選択に関わる相談・支援体制として、学生支援部学生支援課が設けられており、また、全学の就職対策委員会に専門職大学院の専任教員(2名)が委員となっている。就職支援のために、同窓会のネットワークも活用している。専門職大学院の教員には、実務経験を有する者が多いため、就職対策委員としても、また演習担当教員としても、適切な助言・指導が行われているものと思われる。ちなみに、『平成23年度事業報告書 資料編』(54頁)によれば、就職の実績は、次のとおりである。

2010年度 進路希望者20名のうち、就職できた者が17名(就職率 85.0%)

2011年度 進路希望者16名のうち、就職できた者が11名(就職率 68.8%)

以上のように、5-4については概ね適切に整備されているものと思われるので、良いと評価する。

5-6 学生の進路選択のための資料・情報が整備されているか。

判断できる情報は、『自己評価書』(49頁)以外にはなかった。『自己評価書』によれば、学生の進路選択のための資料・情報を学生支援部学生支援課が一元的に管理している。学内ウェブやゼミ担当教員を通じて、概ね適切に情報提供されているものと思われるので、

概ね良いと判断する。

5-7 学生の課程終了後のキャリア開発に関して適切な助言・指導の体制が整備されているか。

『自己評価書』（49—50頁）によれば、学生の課程終了後のキャリア開発に関して、学生支援部学生支援課と大学院教務課とが連携して取り組んでいる。また、「日本社会事業大学社会福祉学会での実践報告」、「福祉実践フォーラム」、「公開フォーラム」、「継続修習生制度」など、キャリア啓発の機会が数多く設置されているし、「アドバンスソーシャルワーカー認定制度」を創設している。以上のように、課程終了後のキャリア開発に関して助言・指導の体制が整備されているものと思われるので、概ね良いと判断できる。

5-8 キャリア教育開発のために、実践現場や専門職能団体との連携・協働体制が整備されているか。

『自己評価書』（51頁）によれば、キャリア教育開発のために、福祉実践フォーラムの開催や、日本社会福祉士会と全国福祉施設経営者協議会との連携による「社会福祉実践の最前線」や「社会福祉経営の最前線」を開講している。また、リカレント講座を実施している。以上のようなことから、実践現場や専門職能団体との連携・協働体制が整備されていると思われるので、良いと評価できる。

<多様な学生支援>

5-9 身体に障がいのある者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか

『日本社会事業大学大学院 福祉マネジメント研究科 入学試験要項』（5頁）によれば、身体に障がいのある者等を受け入れるための体制の一環として、入試に関しては適切な広報をしている。『自己評価書』（51—52頁）によると、入学試験においても時間延長をするなどの配慮をしているし、入学後は、学生支援課が窓口となり個別に具体的に対応しているので、適切な支援体制が整備されているものと思われる。なお、上記の対応を具体的な事実で裏付けてほしいと実地調査時に要望したところ、『実地調査時の確認事項に対する回答』（10—11頁）が提出されてきた。この回答において、数値を交えた詳細な説明があったため、個別支援を必要とする学生に対して適切に支援していることと、経済的な支援も適切であることが確認できたので、良いと評価できる。

5-10 留学生、社会人学生等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。

『平成23年度事業報告書 資料編』（37頁）によれば、留学生を受け入れるための経済的な支援体制として、授業料減免制度の適用（平成20年度 1人）や、日本学生支援機構の学習奨励費制度の適用（平成19年度 1人）があって、適切に整備されている。『自

己評価書』(54頁)によれば、その他の支援として、学生委員会の委員の構成員の中に留学生の担当者を置き、個別に相談できるようにしている。

また、『自己評価書』(52、54頁)によれば、入学する学生のほとんどが社会人であるため、入学試験を日曜日に実施するなどの配慮を行っているし、長期履修制度(在籍者64人中44人が長期履修生)を設置したり、時間割を平日夜間・土日昼間に中心としたものに変更している。それに、『日本社会事業大学大学院 福祉マネジメント研究科 入学試験要項』(4-6頁)によれば、入学選抜を多様化(社会福祉士・精神保健福祉士有資格者入試、推薦入試、指定法人推薦入試)させて、社会人を積極的に受け入れている。『平成23年度 意見交換会回答』(4頁)によると、文京キャンパスをサテライトキャンパスとしての機能を充実させたいと考えているとのことである。以上のように、留学生、社会人学生等を受け入れるための適切な支援体制が整備されていると思われるので、良いと評価できる。

5-11 学生が安心して学業に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取組みを行っているか。

学生が安心して学業に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取組みを行っているか。

『自己評価書』(52、53頁)によれば、学生が安心して学業に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取組として、入学直後の土曜日にゼミガイダンス及び意見交換会を開催していることや、メールアドレスを活用して、緊急を要する情報を確実かつ速やかに情報伝達できるようにしている。以上のように、学生生活の支援に関して、特色ある取組を行っており、概ね良いと判断できる。

<支援体制の検証>

5-12 学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みが確立されているか。また、その向上に向けて必要な改善が行われているか。

学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みが確立されているか。また、その向上に向けて必要な改善が行われているか。

『自己評価書』(53頁)によれば、学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みとして、次のようなことがあげられている。年間2回程度、意見交換会を開催していることがある。これには、教員、職員の全員が参加して率直に意見交換している。また、学生全員に対してアンケート(無記名)も実施している。こうした要望等を受けて、研究科委員会等で検討して、その改善に向けて必要な取組みを行っている。例えば、修学しやすいように、平日夜間、土日昼間の開講を増やしたり、生協食堂の土曜日営業などの改善を実施してきている。以上のように、支援・指導体制を継続的に検証する仕組みが設けられているし、必要な改善も行われていると言えるので、良いと判断できる。

【質問、意見、指摘事項等】

・ 学生生活に関する支援・指導体制については、「社大専門職掲示板の試験的開設」は特色ある試みである。清瀬キャンパスと、文京キャンパスとが離れているため、学生の便宜のために、（試験的に）開設されていることは良い試みであり（資料『社大専門職掲示板ブログ』）、今後は、試験的ではなくて本格的に開設することを検討されても良いのではないか。

・ 学生の心身の健康保持・増進のための相談支援体制について、『自己評価書』で述べているように、学生相談室のカウンセラーの配置日を増やしたり、カウンセラー、キャンパスソーシャルワーカーを拡充・強化することに努められたい（『自己評価書』46頁）。

・ 各種ハラスメント相談体制については、ガイドライン及び規定の対象がセクシャルハラスメントになっているものの、各種ハラスメントに名実ともに対応できるキャンパスハラスメントに関する規定整備を検討中とのことなので、その実現を期待したい（『自己評価書』47頁）。

また、ハラスメントへの対応の実態が全く判らないので、その実態を記述されたいと『実地調査時の確認事項』で要請した。『実地調査時の確認事項に対する回答』（9頁）によれば、「開設年度以降で専門職大学院生からの相談実績はない」というものであるので、実態として問題は一切無いことが確認できた。

なお、「日本社会事業大学セクシュアル・ハラスメントの防止・対策等に関するガイドライン」を作成し、「本学関係の実習施設にも送付することによって、実習中のハラスメント防止に役立っている」ことは、特色ある点として評価することができる（『自己評価書』47頁）。

・ 奨学金等の経済的支援については、実地調査時の学生との面談で「奨学金情報が適切に伝達されていなかった」という意見が一人の学生から出た。こうしたことが起こる原因の一つは、キャンパスが分散していることが関係しているのかもしれないので、相談・支援体制の一層の拡充・強化に努められたい。

・ 学生への進路相談支援について、在職しながら学ぶリカレント学生が増えているのであるから、相談・支援体制の一層の充実を期待したい。また、実地調査時に配布された「専門職大学院アンケート」の集計結果によれば、「学生支援課における個別面談」は、あまり評価されていなかったけれども、「担当教員の就職指導は」、長期履修生も含め、多くの学生が、「十分だった」と回答している。この点は、専門職大学院固有の事情も関わっていると思われるので、継続的に検討されたい。

・ 進路選択のための資料について、実地調査時に配布された「専門職大学院アンケート」の集計結果によれば、（長期履修生も含め）多くの学生が「学生支援課資料室」に対して意見表明していない。専門職大学院固有の事情もあると思われるので、継続的に検討されたい。

・ 学生のキャリア開発への助言・指導については、2008年度より、フロンティア講座や、スキルアップ講座等、リカレント教育や実務能力向上を目指した研修講座が開設されたことは、特色ある点として評価できる。しかしながら、修了後も継続して学びを深められたり、専門性を高められたりできるような体制に関する要望が修了生から出ていることにも

留意されたい（『高度なソーシャルワーク教育を受けた者のキャリアアップの状況に関する調査研究』 46頁）。専門職大学院が、継続教育の場となるかどうかは、これらの体制如何に関わっているといえるので、積極的な取り組みを期待したい。

- ・ キャリア教育開発のための専門職能団体等との連携・協働体制については、「スキルアップ講座」や、「福祉マイスター道場」、「福祉経営塾」というリカレント講座を実施して、実践現場や専門職能団体との連携、協働体制が整備されていることは、優れた点として評価できる（『日本社会事業大学リカレント講座案内』）。専門職大学院を広く社会にアピール出来る機会でもあると思われるので、継続的に推進されたい。

- ・ 留学生、社会人学生受け入れの支援体制については、留学生に対する経済的な支援以外の支援として、どのようなことを実施しているのか、その実態を記述されたいと『実地調査時の確認事項』で要請した。『実地調査時の確認事項に対する回答』（10頁）によれば、「入学試験を合格した学力のある留学生が入学するため、日本語教育やライティング支援等の学習支援をすることはほとんどないが、学部及び研究大学院の留学生も含めた大学全体での交流会等のネットワークづくりの支援」という形で支援しているという回答であった。今後も、このような支援のあり方で良いのか継続的に検証されたい。

- ・ なお、実地調査時に配布された『専門職大学院アンケート』の集計結果によれば、（長期履修生も含め）約半数以上の学生が、清瀬キャンパスの便利さについて「不便だった」、文京キャンパスの便利さについて「便利だった」、学内の設備（インターネット環境、購買、食堂など）の充実度について「充実していなかった」、という回答をしていたことは留意すべきことであり、鋭意、検討されることを期待する。

- ・ 学生生活支援への特色ある取り組みについては、社大専門職掲示板を開設して、学生のサービス向上に努めたとのことだが、いつ頃、開設したのか不明である。また、望ましい自己評価のあり方としては、それに対する院生の意見や、効果のほどを検証することにあるので、今後の検討に期待したい（資料『社大専門職掲示板ブログ』）。

- ・ 学生生活支援・指導体制の継続的検証の仕組みについては、意見交換会で出た意見に対して、いつ頃、回答をしたのか不明である。1年で修了する院生がいるのであるから、その回答の時期は重要である。今後、意見交換会を開催されるにあたっては、この点について留意されたい。

基準6 教員組織等

- ・教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- ・教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。
- ・教育の目的を達成するための基礎となる研究活動等が行われていること。
- ・教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価の視点ごとの分析・判断、根拠理由】

<教員組織>

6-1 教員組織編成のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教員の組織編成のための基本の方針が明確とはいえず、ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコースの教員配置について、その割合等の根拠が不明確であった。教育課程の基本・中核となる科目が、何を根拠にして基本・中核としているのか、その担当は何をもってふさわしいとしているのかを明確にすべきであると考えます。

追加資料において、ケアマネジメントコース客員教授を含めて6名、ビジネスマネジメントコースは客員教授、特任教授を含めて4名であったが、客員教授の位置づけが不明確であり、最初に提出された資料には客員教授が明記されていなかったのに、追加資料から記述されたりする等の混乱があった。専任教員と特任教授、客員教授の担当時間数や役割等、今後は明確にする必要がある。

6-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。またそれらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、専攻ごとに「文部科学大臣が別に定める数」以上に置かれているか。(1) 社会福祉について教育上または研究上の業績を有する者、(2) 社会福祉について高度の技術・技能を有する者、(3) 社会福祉について特に優れた知識及び経験を有する者

6-2については、現状での必要な教員数は満たしている。「担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる教員」についても、自己評価の資料「専任教員の経歴と主な研究分野」から、条件を満たしていると考えます。

<教員配置>

6-3 専任教員のうち、社会福祉・ソーシャルワーク実践現場においておおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(以下、実務家教員という。)が、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね3割に相当する人数(*)置かれているか。
*3割に3分の2を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内の人数については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位

以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

実務家教員は以下の者に限っているか。

(1) 下記のすべてについて該当する者。

(ア) 社会福祉系の大学院の修士号以上を有すること。

(イ) 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有していること

(ウ) 5年以上の実務経験を有すること

(エ) 社会福祉機関・施設などの社会福祉・ソーシャルワーク実践現場において、管理的立場についていた経験を有すること

(オ) 日本社会福祉学会等の日本学術会議登録団体の学会における、口頭発表あるいはポスター発表、学術論文発表等の業績を有すること

(2) 上記のものと同等と認められる者

提示された資料「実務家教員の経歴及び最近の実践活動状況」から、3名を実務家教員としており、提出資料基準にある(1)の(ア)～(オ)のすべてについて該当する者は0名、(2)の「上記のものと同等と認められる者」に該当するのが3名であった。うち1名は特任教授であったが、問題はないと考える。なお、特任教授の表記については、今回提出された資料にはその標記がなく、専門職大学院のホームページ上に記載されており、資料の整合性をとっていただきたい。

6-4 各専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか。

今回提示された資料「平成24年度授業科目・単位の名称」による科目はすべてを網羅しており、講義科目のうちどれが専門職大学院として「教育上必要と認められる授業科目」が不明確であった。ただし、実践修習・事例修習を中核科目と位置づけていることは理解できた。実践修習・事例修習科目である「ケアマネジメント事例研究、ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ、ビジネスマネジメント事例研究、ビジネスマネジメント演習Ⅰ・Ⅱ、実習Ⅰ・Ⅱ」については、専任教員9名と客員教授3名で対応しており、「原則として」という基準にほぼ合っていると考える。

6-5 実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。

実務家教員の担当科目と実務経験の関連が認められる授業科目を担当していた。実務経験と担当授業科目の関係については、適当であった。

6-6 教員の授業担当時間は、教育の準備および研究に配慮したものとなっているか。

教員の授業担当時間数であるが、週の持ちコマ数に教員間で若干のばらつきがあるもの

の、妥当であると考え。ただし、若干兼担教員の持ちコマ負担が多いようであるが、社会事業大学の他の教員の持ちコマ数との整合性から問題がなければ、基準上はよいと考える。

< 教員評価 >

6-7 スーパービジョンを担当する教員の配置、担当学生数、担当科目数のバランス等について配慮がなされているか。

スーパービジョンの捉え方が明確ではなく、ビジネスマネジメントコースもスーパービジョンと捉えるのかどうかを再考する必要があるだろう。追加資料に記載されている内容では、個別指導とスーパービジョンを同様に捉えているようであり、今後アドバンスのソーシャルワーカー養成を考えるのであれば、スーパービジョンの捉え方を明確にする必要があり、追加資料にあるような「スーパービジョンとは、指導的立場の者が、その指導を受ける立場にある者の意欲や実践力量を高め、業務上の課題に取り組むことができるよう支援する過程と捉えている。」とあるが、ビジネスマネジメントコースは管理者養成であり、これをスーパービジョンとしてよいかどうかは再考してほしい。

6-8 教員の教育上の経歴や経験、教育上の指導能力等について、把握、評価がなされているか。

訪問調査時に「教育上の指導能力については、【観点に係る状況】の欄に記載されている「日本社会事業大学紀要」の「教育内容・方法の工夫」で読み替えるとした場合、記載されていない教員がいるが、資料の提示をお願いしたい。」という追加資料の請求を行ったが、その回答が「ご指摘の通り「日本社会事業大学研究紀要」には教育内容・方法の工夫を記載していない教員がいるが、前述の再掲となるが、それらへの対応としては「院生による授業評価アンケート」を実施して院生の評価を得るとともに、その評価に対しては「担当者のコメント」として授業の工夫・改善を示すとともに、FD委員会を常設化して組織的に授業の内容及び方法等の改善を図るべく議論・検討を行っているところである。」であった。授業評価アンケートだけでは、把握しているとはいえ、紀要に必ず掲載するように指導した上でアンケートを参考にすべきである。また、評価が昇任の審査時についての記述であり、明確な評価基準がなかった。

6-9 教員の過去5年間程度における教育上または研究上または実務上の経験及び能力の業績等について把握、評価がなされているか。

他の専門職大学院の認証評価では、より詳細な資料が要求されていることを鑑みると、一人ひとりの教員の業績等の把握はなされているが、評価が十分になされているとはいえない。6-8と同様に、評価基準が明確ではなく、研究業績等について上記の「日本社会事業大学紀要」により把握しているとあるが、評価しているとはいえ、明確な評価基準がなかった。

6-10 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。

教員の採用基準、昇格基準ともに、大学や研究科大学院と同様であり問題はないと考える。ただし、専任教員の多くが准教授であり、研究業績があるにも関わらず、昇任の状況が見えないため、適切に運用されているかどうかは不明確である。

<教育研究活動>

6-11 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行なわれているか。

教育内容と関連する研究活動が行われており、問題はない。ただし、一部の教員については、研究活動の記述がなく、評価できなかった。

6-12 教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。

職位によらない統一単価で研究費配分を行っており、日本社会事業大学や研究科大学院の教員と同額となっており、個人研究費は適切に配分されていた。

6-13 各専門職大学院の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、サバティカル（研究専念期間）制度、任期制、公募制、終身在職権制度等の導入、年令及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保等が考えられる。）が講じられているか。

日本社会事業大学の規則に準拠しており、サバティカル等も大学教員と同様に専門職大学院も取得できる仕組みとなっていた。専門職大学院専任教員でサバティカルを過去に2名取得していた。社会事業大学や研究科大学院と同様の措置が講じられており、問題はない。ただし、教員のバランスを見ると、准教授数が多く、教授は兼任か客員であり、教授数を増やす検討が必要であろう。また女性の比率が少なく、外国人教員はいなかった。

6-14 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が整備されているか。教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。

支援する仕組みは、大学や研究科大学院と同様の体制が整備されていた。ただし、教育活動の評価については、自己評価では学生による授業評価のみを評価としており、明確な仕組みはないと判断した。

6-15 教員の研究活動を支援する仕組み・体制が整備されているか。教員の研究活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。

教員の研究活動については、自己評価にあるように社会事業研究所における共同研究費

の学内公募、科学研究費補助金や外部資金の獲得支援を行っており、評価できた。しかし、教員の研究活動についての評価は、明確ではなく、特に自己評価に「日本社会事業大学研究紀要」に全教員の当該年度の研究業績一覧を掲載することが義務付けられており」とあるが、実際には研究業績一覧を記入していない教員がおり、適切に評価されているとはいえない。

6-16 教員の所属専門職大学院の運営への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されているか。

平成22年度から専門職大学院研究科委員会の構成メンバーを拡大したとあり、運営自体への積極的な姿勢は評価できるが、個々の教員が専門職大学院の運営についてどの程度貢献しているかの仕組みは明確ではなかった。

【質問、意見、指摘事項等】

- ・ 教員数の問題は、早急に文部科学省と確認をして解決してほしい。訪問調査時に12名と言われたときもあったという発言があったが、現状では文科省は社会福祉系専門職大学院の場合7名、ビジネスマネジメントコースとして経済学関係を賦課するのであれば9名の教員が必要であるとなっているはずである。教員数については、学生数が減少する中でどう考えるかにも関わってくると考える。早急な問題解決が必要であろう。
- ・ 教員の資質の問題だけではなく、教員が教える科目として、やはりスーパービジョンの捉え方が曖昧である。認定社会福祉士、認定上級社会福祉士に対応するのであれば、社会事業大学専門職大学院で実施するスーパービジョンの捉え方とそれを教えられる教員を明確にすることを検討していただきたい。
- ・ 教員の研究体制等は、大学の教員と同様となっており問題はないが、評価のシステムが曖昧であったので、評価システムの構築を今後検討していただきたい。

基準 7 教育環境

- ・社会福祉系専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。
- ・社会福祉系専門職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及び事務組織が整備され、機能していること。

【評価の視点ごとの分析・判断、根拠理由】

<施設・設備>

7-1 専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備として、講義室、演習室、実習室、IT関係等が整備され、有効に活用されているか。

清瀬キャンパスに関しては、講義室として、専用教室1、両大学院共用教室が1、計2教室、演習室は6教室を持つ。各教室とも、適切な広さを確保し、ホワイトボード、可動式机椅子等の備品が備わっている。実習室については、学部と共用であるが、必要な広さ、備品は備わっており、学外者との交流等にも活用されている。また、IT関係としては、コンピュータを20台設置している。

文京キャンパスに関しては、講義室として50人定員教室1室、演習室として6教室を持つ。各教室とも、適切な広さを確保し、ホワイトボード、可動式机椅子等の備品が備わっている。また、コンピュータは4台が設置されている。ただし、学内LANとの接続はなされていない。

以上、7-1については、おおむねよいと評価できる。ただし、文京キャンパスにおいては、コンピュータの増設、ITの学内LANとの接続による学内の情報を的確に活用できる環境整備が課題である。

7-2 自主的学習環境として、自習室、グループ討論室、情報機器室等が十分に整備され、効果的に利用されているか。

清瀬キャンパスに関しては、定員80名に対して、コンピュータが20台、自習・グループ討議ができる場として、大テーブルと椅子10数人分が配置された院生自習室が配置されている。また、図書館夜間閲覧室でも自習が可能である。両室の利用終了時間は各々23時、24時である。また、事前に届け出により、休日・休業期間中の使用も可能である。院生自習室は定員80名に対するものとする手狭であるが、ヒアリングにおいて、コンピュータ室・図書館夜間閲覧室での自習が可能であり、また、マネジメント・コースの講義のほとんどは文京キャンパスで実施されているとのことだったので、その点を考慮すると適切である。また、院生自習室等の利用時間については、学生の特性に応じた配慮がされており、利便性は高く適切である。

文京キャンパスにおいては、自習室に代わるものとして、玄関前のロビーの机・椅子および同窓会・福祉サロンがあるのみである。コンピュータ設置については7-1に述べた

とおりである。ビジネスマネジメント・コースの講義のほとんどは文京キャンパスで実施されているが、学生インタビューによれば社会人である学生は清瀬キャンパスに行きにくいとのことだった。同コースの学生が常時同キャンパスで学んでいる現状を考慮すると、自習室、グループ討議室、情報機器室とも適切であるとはいえず、今後拡充することが望まれる。

以上、7-2については、清瀬キャンパスは、よいと評価できる。文京キャンパスにおいては、自習室、グループ討議室、情報機器室とも改善が必要と評価する。

7-3 専任教員の個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用意されているか。

清瀬キャンパスに関しては、専任教員の個人研究室は、書架、IT環境が整備され、学生に対する個人指導に必要な広さが確保されており、適切である。

文京キャンパスにおいては、教員用控室があるのみで、ヒアリングによれば、蔵書等の保管場所等はないとのことであった。ビジネスマネジメント・コースの学生はほとんど同キャンパスで講義を受けることを考慮すると、学生指導環境の確保の観点から適切であるとはいえず、今後、専任教員の専用ブースの設置等の整備が望まれる。

以上、7-3については、清瀬キャンパスは、よいと評価できる。文京キャンパスにおいては改善が必要と評価する。

<資料・情報>

7-4 図書、学術雑誌、電子媒体、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

清瀬キャンパスにおいては、図書館の蔵書は24万冊の資料、3600タイトルの雑誌の所屬し、4件のデータベース契約がなされており、適切である。ただし、開館時間については、平日授業期間中は20時、休業期間中は17時とされている。また講義のない日・祝日は休館、土曜日は13時閉館（授業期間中）である。社会人である学生が多いという同大学院の学生の特性を考慮すると、土曜日午後、日・祝日に利用できない状況は課題である。

文京キャンパスにおいては、図書館分室があるものの、コンピュータ室に併設されているのみである。蔵書は300冊、雑誌タイトル数は僅少であり、適切であるとはいえない。

追加資料によると、専門職大学院における館外貸出冊数（一人当たり）がピークの平成20年度に27.2冊であったものが、平成23年度に7.8冊と顕著に減少しているが、この状況を踏まえ、対策は早急に講じられるべきである。ヒアリングにおいて、清瀬キャンパス図書館蔵書の文京キャンパスでの取寄せ・貸出、蔵書の充実を検討中とのことであったが、これらに加えて、学内LANの接続による図書館情報へのアクセスは、早急を実現することが求められる。

以上、7-4については、清瀬キャンパスは、よいと評価できる。しかし、文京キャンパスにおいては改善が必要と評価する。

【質問、意見、指摘事項等】

- ・ 自主的学習環境整備については、文京キャンパスにおいては、学内LANの設置等、整備の必要性について認識されていることが話された。自主的学習環境の整備全般とともに、早急に実現されることを期待したい。
- ・ 教育研究上必要な資料の整備については、文京キャンパスにおけるヒアリングにおいて、専任教員の専用ブース等の整備の必要性についての認識があることが話された。早急に具体的検討に入ることを期待したい。
- ・ 同様に、清瀬キャンパスに関しては、学生に社会人が多い特性にかんがみ、学生にとって利便性の高い状況を設定することが求められる。ヒアリングにおいては、図書館の開館時間に関して尋ねたが、日・祝日の図書館開館は、学生にとって負担となるとの懸念から実施に至っていないとのことであった。学生の潜在ニーズのさらなる把握に期待したい。文京キャンパスに関しては、ヒアリングにおいてすでに具体的な対策を検討中であることが示された。早急に実現することを期待したい。
- ・ 全般として、自己評価および現場視察、面談を行なった限りでは、清瀬キャンパスにおいては、概ね適切に整備・運用されていると判断される。ただし、図書館における土曜午後、日・祭日の図書貸出困難な状況については引き続き検討されることを期待したい。文京キャンパスに関しては、専門職大学院としての教育環境を一層改善させるべく、解決すべき課題が多くみられた。とりわけ、自己学習・自主的なグループ討議に不可欠な自習室や教員の教育環境整備、蔵書・学術雑誌等の整備・活用については、早急に対応について検討されることを期待したい。
- ・ 直ちに改善できる事柄については短期的計画、構造変更を伴うものについては中期的な計画を策定することを条件とした、条件付き合であると判断する。

基準 8 情報公開・説明責任

- ・教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されること。
- ・教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

【評価の視点ごとの分析・判断、根拠理由】

<情報公開内容>

8-1 専門職大学院の使命・目的および教育目標について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。

専門職大学院の使命・目的および教育目標は、ホームページや「大学院案内」、「大学院入試要項」において、設置の目的・理念と特色等について具体的に掲載し、情報公開されている。よって、8-1について、概ねよいと判断する。

8-2 専門職大学院の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。

教育目的に沿って求める学生像や入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）について、ホームページや「大学院案内」、「大学院入試要項」に掲載し、情報公開されている。よって、8-2については、よいと判断する。

8-3 専門職大学院の教育課程、学則、授業料、学生への支援体制などの重要事項について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。

教育課程、授業料、学生の進路や就職先、奨学金に関する事項は、ホームページや「大学院案内」に掲載されている。また、学則や学生への支援体制（「学生相談」「保健管理センター」「住まい・学生寮」等）に関しては、ホームページに掲載し、情報公開されている。よって、8-3について、概ねよいと判断する。

8-4 学位の授与状況等について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。

学位の授与状況は、毎年度「事業報告書」（資料編）とホームページに掲載し、情報公開されている。よって、8-4について、概ねよいと判断する。

8-5 修了者の進路について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。

修了者の進路状況は、毎年度「事業報告書」（資料編）に掲載し、ホームページにおいては、最近過去5年間の進路・就職先一覧（2007年度～2011年度）が掲載して情報公開されている。また、平成20年度の「専門職大学院第三者評価報告書」で「修了後の状況についてより明確なイメージがつかめるように修了生の活躍を入学案内等に表わすことが必要かつ望ましい」とされた点については、「大学院案内」の「修了生からのメッセージ」において、入学前の問題意識や修了後に進路先で活かされた点などを具体的に掲載して、イメージがつかめるよう工夫している。よって、8-5について、よいと判断する。

8-6 修了者の進路先等における活躍の状況や評価について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。

修了者の進路先等における活躍の状況は、「大学院案内」に掲載されている。評価については、平成19年度に修了生及び修了生の就職先に対して、修了生の評価等について、調査が行われ、結果について全学教授会に報告されている。また、平成21年度に「高度なソーシャルワーク教育を受けた者のキャリアアップの状況に関する調査研究」が行われ、全学教授会に報告されている。よって、8-6について、概ねよいと判断する。

8-7 自己点検・評価の結果について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。

平成20年度に実施された「専門職大学院第三者評価報告書」をホームページに掲載し、情報公開されている。また、平成20年度の独立行政法人大学評価・学位授与機構による「大学機関別認証評価」を受け評価結果等についてもホームページに掲載し、情報公開されている。よって、8-7について、よいと判断する。

8-8 教員の教育上または研究上の業績等について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。

教員の教育上または研究上の業績等は、社会事業研究所が毎年1回発行する「研究紀要」に「業績リスト」として掲載している。また、ホームページでも「教員研究業績」として掲載し、公表されている。よって、8-8について、よいと判断する。

8-9 専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。

「教員紹介」の担当科目等がホームページや「大学院案内」に掲載されている。諸活動の状況は、上記のほかに、「専門職大学院ニューズレター」を入学希望者に発行し、その内容は「日本社会事業大学ホームページ」にも掲載されている。また、「福祉実践フォーラム」「リカレント講座」などを定期的で開催し、広く関係者等に公開している点は評価できる。

よって、8-9について、よいと判断する。

【情報公開規程】

8-10 学内外からの要請による情報公開のための規程および体制は整備されているか。

情報公開の規程は整備されていない。情報公開の要請があった場合には総務部総務課が対応することとしているが、情報公開の体制が整備されているかどうか判断しにくい。

8-10について、情報公開のための規程および体制を整備する必要があると判断する。

【情報公開の検証】

8-11 現在実施している情報公開が、社会に対する説明責任の役割を果たしているかどうかを検証する仕組みを整備しているか。

自己評価報告書によれば、「全学運営委員会及び常務理事会で検証・検討されている」となっているが、検証する仕組みとして機能しているかどうか判断しにくい。

8-11について、具体的に検証する仕組みを整備する必要があると判断する。

【質問、意見、指摘事項等】

- ・ 専門職大学院の使命について、ホームページや大学院案内の「研究科長メッセージ」や「特色」に記載されている内容から読み取ることもできるが、わが国唯一の福祉専門職大学院として設置されている点をふまえて、具体的に記載されることを期待したい。
- ・ 学生への支援体制について、進路や就職先、奨学金以外の内容についても専門職大学院に関するホームページや、「大学院案内」に記載されるよう改善を期待したい。
- ・ 学位授与状況の公表については、ホームページで当該内容を探すことが容易ではないので、改善を期待したい。
- ・ 修了者の進路先等における評価について、調査結果の公表を定期的かつ継続的に行うことを期待したい。
- ・ 情報公開の規程及び体制の整備について、早急に行うことを検討されたい。
- ・ 情報公開の検証について、現在のホームページでは、学校教育法施行規則等で提示されている情報公表項目にアクセスすることが容易ではないため、ホームページ全体の設計見直し等を含めて、拡充整備を行うことを検討されたい。また、日本で唯一設置された福祉専門職大学院としての社会的意義を考慮し、情報公開の検証に関する仕組みを整備することを期待したい。

基準 9 運営管理及び財務

- ・社会福祉系専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる運営管理状況、財政的基盤（収支状況）や財政システム（財務状況公表、監査システム）を有していること。

【評価の視点ごとの分析・判断、根拠理由】

< 運営管理 >

9-1 管理運営のための組織及び事務組織が、各専門職大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。

当初、学校法人全体における管理運営体制を示す組織図が提示されていたが、改めて、専門職大学院として目的を達成すべき体制が示されている組織図の提示を依頼する。しかしながら、提示されたのは常務理事の執行体制の組織図（追加資料）であり、これについては9-2の権限分配における組織図と判断する。よって、9-1の専門職大学院の特化された目的達成に向けての支援や適切な規模と機能は、提示された書類では適正であるかの判断は困難なものの、専門職大学院のみの機能分化ではないが、学校法人全体のなかで適切な支援機能が確立されていると判断する。

9-2 管理運営のための組織及び事務組織が、各専門職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

9-1に記述したとおり常務理事の執行体制の組織図が提示されている。但し、権限者間及び専門職大学院の教員等の意思疎通が図られ、効果的な意思決定がなされる組織体制であるかは、「評価基準9-3」以降の課題を踏まえ、適正とは言い難い。

< 収支状況 >

9-3 専門職大学院の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

学校法人全体における23年度決算の概要（資料9-3-①-2）が提示され、学校法人会計基準に基づく計算書類が示されている。しかしながら、評価項目では専門職大学院の財務状況の把握を求めていることから、改めて会計区分された資金収支計算書の提示を依頼した。提示された23年度の決算書（追加資料：I-1）では、収支差額△39,514,697円の状況であり、訪問調査時での事務局の説明によると、24年度はさらに業績が悪化するであろうとの報告を受け、極めて厳しい財政状況と判断する。9-3の評価基準の本来の趣旨は、当初予算との実績を比較した業績の分析の結果を、策定されている当初予算を確実に達成するための活動が明示されているかということであろうが、現状の結果をもって、一連の活動計画の是正や戦略等の実践がなされているか否かは確認できない状況であった。

9-4 専門職大学院の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

9-3に記述したとおり、財政基盤が厳しい状況下で、適切な資源配分ができないと判断すべきであろう。このことは「評価基準5の学生への支援体制」における専門大学院の学生アンケートの集計結果で設備充実度については低い結果となっている。

<財務状況公表と監査>

9-5 専門職大学院を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

提出された書類、学校法人ホームページの写し（資料8-2-①-1）及び日本社会事業大学報（資料9-3-①-1）により財務諸表の公表がなされていることを確認する。よって適正であると判断する。

9-6 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

提出された書類、監事による監査報告書（資料9-3-②-1）及び独立監査人の監査報告書（資料9-3-②-2）を確認したところ、会計処理の方法に従って正確な計算を行い、経営状況及び財産状況を正しく示していると報告がなされていることから、適切であると判断する。

【質問、意見、指摘事項等】

・ 財務の概評については項目「収支状況9-3・9-4」に記述したとおり、財政基盤の一層の強化が必要である。学校法人は、学校を運営しその目的である教育、研究を遂行することであり、営利を目的とするのではないものの、目的である教育研究活動を充実、発展させるためには、安定、健全な経営に努めなくてはならない。少なくとも経営活動による収支の均衡は図るべきで、加えて将来の再投資が可能となる財務状態を目指すべきであろう。学校法人は企業とは違い、収入の大部分は学生の納付金であり、期中で収入の増額を行う等の軌道修正は困難であることから、入学者の確保が収支を安定させるための最優先課題と思われる。しかしながら、「基準2定員管理2-7」の評価に示されているとおり、入学定員充足率が著しく低下しており、財務悪化をもたらす最大の要因であるだけに、現状延線上における改善のみではなく、抜本的な改革が求められる。

・ 上述した課題は項目「運営管理9-1・9-2」にも関連する事項で、運営管理は、計画や予算に基づいて実践しなくてはならず、それらの目標に対して、関係者全てによって、積極的にその運営に参加する態勢が整っているか否かも影響される要因と思われる。つまり、定性的な要因を総合的に分析することが重要となる。

・ 現在、これらの課題に対し、有識者による検討会が設置されたとの報告を受けている。学校法人の取り巻く環境の変化に対して、専門職大学院としての将来の経営方針を定め、財務及び教学改革を進めつつ、自主的な経営改善の取り組みを期待したい。それにより、

取り巻く環境の変容に応じ、長期的視点におけるビジョン志向・未来戦略志向で、経営課題を先取りして取り組む必要がある。

III 資料

資料1 社会福祉系専門職大学院評価基準（2012.4.14 修正）

社団法人日本社会福祉教育学校連盟大学院委員会

社会福祉系専門職大学院評価基準項目

大項目	中項目
基準1 使命・目的・教育目標	使命・目的・教育目標の適切性 使命・目的・教育目標の検証
基準2 入学者選抜	入学者受入方針 実施体制 多様な選抜 障害のある者への配慮 定員管理 入学者選抜方法の検証
基準3 教育課程及び内容・方法	学位授与・教育課程の方針 教育課程の編成 履修体系 授業の方法等 授業計画・履修指導 単位認定・成績評価 情報共有
基準4 教育の質の向上及び改善	自己点検・評価 質の向上・改善
基準5 学生への支援体制	学生生活支援 キャリア開発支援 多様な学生支援 支援体制の検証
基準6 教員組織等	教員組織 教員配置 教員評価 教育研究活動
基準7 教育環境	施設・設備 資料・情報
基準8 情報公開・説明責任	情報公開内容 情報公開規定 情報公開の検証
基準9 運営管理および財務	運営管理 収支状況 財務状況公表と監査

基準1 使命・目的・教育目標

社会福祉系専門職学位課程は、社会福祉の分野におけるプロフェッショナルとして、国内外で活躍できる高度専門職業人の養成に特化した大学院教育課程であり、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的に設置している。

各大学は、社会福祉系専門職大学院の使命・目的および教育目標を明確に定め、それを学内外に広く公表するとともに、社会的要請の変化等を視野に入れながら、絶えず教育目標や内容・方法の適切性について検証を行い、使命・目的の実現に向けて改善に努めることが必要である。

- ・専門職大学院の目的（大学院設置基準第1条の2において定めることとされている目的をいう。）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に適合するものであること。

基本的な観点

項目	評価の視点
使命・目的・教育目標の適切性	1-1 各専門職大学院の使命・目的および教育目標（エデュケーション・ポリシー）が明確に定められているか。 1-2 使命・目的・教育目標は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」という専門職学位課程制度の目的に適ったものであるか。 1-3 使命・目的・教育目標のなかに、養成すべき人材像（ソーシャルワーカー像）が適切に表現されているか。 1-4 社会福祉系専門職大学院として、社会福祉学、ソーシャルワーク等を教育目標等に示しているか。国際ソーシャルワーク学校連盟、国際ソーシャルワーカー連盟が定めるソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準（Global Standard）の内容を教育目標やカリキュラムに適用すべく検討しているか。
使命・目的・教育目標の検証	1-5 使命・目的・教育目標のなかに、職業倫理の涵養について適切に盛り込んでいるか。 1-6 教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。 1-7 検証結果を改革・改善に繋げる仕組みが十分整備されているか。

基準 2 入学者選抜

- ・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められていること。
- ・入学者受入方針・選抜基準・選抜方法に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- ・障害のある者等が受験するための仕組みや体制が整備されていること。
- ・定員管理が適切に行われていること。
- ・入学者選抜方針、基準、方法のあり方を、継続的に検証する組織体制や仕組みが確立されていること。

基本的な観点

項目	評価の視点
入学者受入方針	2-1 各専門職大学院の使命・目的・教育目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。 2-2 入学者の選抜基準・選抜方法は明確に定められているか。
実施体制	2-3 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。
多様な選抜	2-4 複数の入学者選抜方法を採用している場合、それぞれの選抜方法の位置づけおよび関係は適切であるか。
障害のある者への配慮	2-5 身体に障害のある者等が入学試験を受験するための仕組みや体制が整備されているか。
定員管理	2-6 福祉系専門職大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数は適正に管理されているか。 2-7 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組みが行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
入学者選抜方法の検証	2-8 入学者選抜の方針・選抜基準・選抜方法等のあり方について、継続的に検証する組織体制や仕組みが確立されているか。

基準3 教育課程及び内容・方法

- ・使命・目的・教育目標に沿って学位授与に関する方針及び、教育課程に関する方針が明確に定められていること。
- ・教育課程が社会福祉の理論と実践の架橋に留意しつつ、各専門職大学院の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名との関係において適切であること。
- ・教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- ・成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。
- ・学習を進める上での履修指導が適切に行なわれていること。

基本的な観点

項目	評価の視点
学位授与・教育課程の方針	3-1 各専門職大学院の使命・目的・教育目標に沿って、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び、教育課程に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められている。
教育課程の編成	3-2 社会福祉・ソーシャルワークの理論と実践の架橋に留意しつつ、各専門職大学院の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 また、教育課程が以下の事項を踏まえた内容になっているか。 （1）教育課程が、社会福祉・ソーシャルワーク実践に必要な専門的知識、思考力、分析力、表現力を習得させるとともに、社会福祉・ソーシャルワーク実践現場における指導的立場を担う者としての高い倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。 （2）社会福祉・ソーシャルワークに関する講義、演習、実習に関する科目が適切に配置されていること。 （3）基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取り扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行なうことができるよう教育課程が編成されていること。 3-3 教育課程や教育内容の水準が、社会福祉分野の期待に応え、指導的立場の社会福祉・ソーシャルワーク実践者を養成するのにふさわしいものとなっているか。

履修体系	<p>3-4 授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、社会福祉・ソーシャルワークの研究動向、実践状況を反映したものとなっているか。</p> <p>3-5 履修科目の登録の上限設定等の取り組みを含め、単位の実質化への配慮がなされているか。</p> <p>3-6 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。</p> <p>3-7 標準修業年限を短縮している場合（例えば、1年制コースを設定する等）には、各専門職大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。</p> <p>3-8 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他研究科の授業科目の履修、他大学との単位互換等）に配慮しているか。</p>
授業の方法等	<p>3-9 指導的立場の社会福祉・ソーシャルワーク実践に必要な事例研究、フィールドスタディ、グループ討論、スーパービジョン、その他の適切な方法により授業を行なう等の配慮がなされているか。</p> <p>3-10 （実習を行う場合は）スーパービジョンが、指導的立場の社会福祉・ソーシャルワーク実践者を養成するのにふさわしいものとなっているか。</p> <p>3-11 ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数になっているか。学生数は教員一人当たり1学年15人となっているか。演習・実習指導科目のクラスサイズは、十分な教育効果を得るのに適切な人数になっているか。</p> <p>3-12 通信教育を行なう場合には、面接授業（スクーリング）もしくはメディアを利用して行なう授業の実施方法が整備され、適切な指導が行なわれているか。</p>
授業計画・履修指導	<p>3-13 教育課程の編成に趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p> <p>3-14 学生の履修指導及び学習相談、助言が学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行なわれているか。また通信教育を行なう場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行なわれているか。</p>

単位認定 ・成績評価	3-15 各専門職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として作成され、学生に周知されているか。 3-16 収容定員や在籍学生数に応じて、学位授与が適切に行われているか。 3-17 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。
情報共有	3-18 学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応が図られているか。

基準 4 教育の質の向上及び改善

- ・教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。
- ・教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための取り組みが適切に行われていること。

基本的な観点

項目	評価の視点
自己点検・評価	<p>4-1 専門職大学院における学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。また、教育効果を評価する指標や基準の開発に取り組んでいるか。</p> <p>4-2 学生からの意見聴取（授業評価、満足度評価、学習環境評価等）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。</p> <p>4-3 修了者の進路を把握する体制が整備されているか。また、修了者の進路先等における活躍の状況や評価を把握する体制が整備されているか。</p> <p>4-4 学外関係者（専門職能団体、専門職大学院の教職員以外の現任社会福祉士、就職先等の関係者等、福祉サービス利用者などの当事者）の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。</p>
質の向上・改善	<p>4-5 自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取り組みが組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</p> <p>4-6 個々の教員は、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。</p> <p>4-7 ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。特に、実務家教員の教育上の指導能力の向上及び研究者教員の実務上の知見の充実に努めているか。</p> <p>4-8 ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</p>

基準 5 学生への支援体制

- ・ 学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、専門職大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。
- ・ 専門職大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図れることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。
- ・ 学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

基本的な観点

項目	評価の視点
学生生活支援	5-1 学生生活に関する支援・指導体制が確立されているか。 5-2 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。 5-3 各種ハラスメントに関する規定および相談体制が適切に整備され、それが学生、教職員および関係者へ周知されているか。 5-4 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。
キャリア開発支援	5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制が適切に整備されているか。 5-6 学生の進路選択のための資料・情報が整備されているか。 5-7 学生の課程終了後のキャリア開発に関して適切な助言・指導の体制が整備されているか。 5-8 キャリア教育開発のために、実践現場や専門職能団体との連携・協働体制が整備されているか。
多様な学生支援	5-9 身体に障がいのある者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。 5-10 留学生、社会人学生等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。 5-11 学生が安心して学業に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取組みを行っているか。
支援体制の検証	5-12 学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みが確立されているか。また、その向上に向けて必要な改善が行われているか。

基準 6 教員組織等

- ・教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- ・教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。
- ・教育の目的を達成するための基礎となる研究活動等が行われていること。
- ・教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

基本的な観点

項目	評価の視点
教員組織	<p>6-1 教員組織編成のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。</p> <p>6-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。 またそれらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、専攻ごとに「文部科学大臣が別に定める数」以上に置かれているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 社会福祉について教育上または研究上の業績を有する者</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 社会福祉について高度の技術・技能を有する者</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 社会福祉について特に優れた知識及び経験を有する者</p>
教員配置	<p>6-3 専任教員のうち、社会福祉・ソーシャルワーク実践現場においておおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下、実務家教員という。）が、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね3割に相当する人数(*)置かれているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">*3割に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内の人数については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。</p> <p>実務家教員は以下の者に限っているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 下記のすべてについて該当する者。</p> <p style="padding-left: 80px;">(ア) 社会福祉系の大学院の修士号以上を有すること。</p> <p style="padding-left: 80px;">(イ) 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有していること</p> <p style="padding-left: 80px;">(ウ) 5年以上の実務経験を有すること</p> <p style="padding-left: 80px;">(エ) 社会福祉機関・施設などの社会福祉・ソーシャルワーク実践現場において、管理的立場についてい</p>

	<p>た経験を有すること</p> <p>(オ) 日本社会福祉学会等の日本学術会議登録団体の学会における、口頭発表あるいはポスター発表、学術論文発表等の業績を有すること</p> <p>(2) 上記のものと同等と認められる者</p> <p>6-4 各専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか。</p> <p>6-5 実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。</p> <p>6-6 教員の授業担当時間は、教育の準備および研究に配慮したものとなっているか。</p>
教員評価	<p>6-7 スーパービジョンを担当する教員の配置、担当学生数、担当科目数のバランス等について配慮がなされているか。</p> <p>6-8 教員の教育上の経歴や経験、教育上の指導能力等について、把握、評価がなされているか。</p> <p>6-9 教員の過去5年間程度における教育上または研究上または実務上の経験及び能力の業績等について把握、評価がなされているか。</p> <p>6-10 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。</p>
教育研究活動	<p>6-11 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行なわれているか。</p> <p>6-12 教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。</p> <p>6-13 各専門職大学院の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、サバティカル（研究専念期間）制度、任期制、公募制、終身在職権制度等の導入、年令及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保等が考えられる。）が講じられているか。</p> <p>6-14 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が整備されているか。教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。</p> <p>6-15 教員の研究活動を支援する仕組み・体制が整備されているか。教員の研究活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。</p> <p>6-16 教員の所属専門職大学院の運営への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されているか。</p>

基準 7 教育環境

- ・社会福祉系専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。
- ・社会福祉系専門職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及び事務組織が整備され、機能していること。

基本的な観点

項目	評価の視点
施設・設備	7-1 専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備として、講義室、演習室、実習室、IT関係等が整備され、有効に活用されているか。 7-2 自主的学習環境として、自習室、グループ討論室、情報機器室等が十分に整備され、効果的に利用されているか。 7-3 専任教員の個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用意されているか。
資料・情報	7-4 図書、学術雑誌、電子媒体、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

基準 8 情報公開・説明責任

- ・教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されること。
- ・教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

基本的な観点

項目	評価の視点
情報公開内容	<p>8-1 専門職大学院の使命・目的および教育目標について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。</p> <p>8-2 専門職大学院の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。</p> <p>8-3 専門職大学院の教育課程、学則、授業料、学生への支援体制などの重要事項について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。</p> <p>8-4 学位の授与状況等について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。</p> <p>8-5 修了者の進路について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。</p> <p>8-6 修了者の進路先等における活躍の状況や評価について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。</p> <p>8-7 自己点検・評価の結果について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。</p> <p>8-8 教員の教育上または研究上の業績等について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。</p> <p>8-9 専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。</p>
情報公開規定	8-10 学内外からの要請による情報公開のための規程および体制は整備されているか。
情報公開の検証	8-11 現在実施している情報公開が、社会に対する説明責任の役割を果たしているかどうかを検証する仕組みを整備しているか。

基準 9 運営管理及び財務

- ・ 社会福祉系専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる運営管理状況、財政的基盤（収支状況）や財政システム（財務状況公表、監査システム）を有していること。

基本的な観点

項目	評価の視点
運営管理	9－1 管理運営のための組織及び事務組織が、各専門職大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。 9－2 管理運営のための組織及び事務組織が、各専門職大学院の目的を達成するために、効果的な意志決定が行える組織形態となっているか。
収支状況	9－3 専門職大学院の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。 9－4 専門職大学院の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。
財務状況公表と監査	9－5 専門職大学院を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。 9－6 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

資料2 社会福祉系大学院博士前期・修士課程カリキュラム・ガイドラインーその1

<p>A群 ＜共通基礎科目＞ 必修</p>	<p>社会福祉原論（思想・歴史・比較研究・制度設計） ソーシャルワーク論（理論・価値・方法論・方法レパートリー） 社会福祉理論・学説史研究（社会福祉研究法基礎（演習方式）） ソーシャルワーク・リサーチ法（社会福祉調査研究法）</p>
<p>B群 ＜レベル別科目＞</p>	<p>ミクロ ⇔ メゾ ⇔ マクロ</p> <p>（以下例示）</p> <p>ソーシャルワーク実践研究 自治体運営管理論（経営論） 社会福祉 政策学 アセスメント分析法 ケースマネジメント論 ケアマネジメント論 社会老年学研究</p> <p>コミュニティ・バースト・オーガニゼーション方法論 地域福祉計画方法論 社会 計画学</p> <p>家族療法研究 ファミリーソーシャルワーク 家族福祉・家族 政策論 精神保健福祉研究 地域保健論 保健医 療政策学 医療ソーシャルワーク研究 病院管理学 社会福祉経営論（福祉開発論） 生命倫理学 NPO法人論 社会倫 理学 （社会福祉 倫理学） 社会福祉運営計画論 社会 政策学</p> <p>社会リハビリテーション論 過程展開論 生活 構造論</p> <p>（上記以外に下記の科目（例示））</p> <p>事例分析法＊ 調査研究法＊ 政策 評価学＊ 福祉臨床研究法基礎＊ 福祉政策・運営管理法研究法基礎＊ ＊ 共通基礎科目に対応したより専門的な関連科 目群</p> <p>スーパービジョン方法論 サービス・専門職連携方法論 福祉サービス論 利用者行動論 国際社会福祉論 司法福祉 演習 演習</p>
<p>C群 ＜俯瞰型科目＞</p>	<p>例示： 社会福祉倫理 権利擁護関係法基礎 生活環境論 福祉工学 福祉情報 論 情報処理方法 生涯福祉論 環境福祉論 ジェンダー福祉</p>

<p style="text-align: center;">D群 <修士論文> (別立て必修)</p>	<p>例示： 個別研究指導</p>
<p style="text-align: center;">E群 <実習・実務科目> (実地研究・フィールドワーク)</p>	<p>例示： 実地研究指導・社会福祉フィールドワーク・援助事例分析・地域事例分析・政策事例研究・経営事例分析・スーパービジョン</p>

※ 学位の名称：修士（社会福祉学）または修士（ソーシャルワーク）

1) A群<共通基礎科目>、B群<レベル別科目>、C群<俯瞰型科目>、D群<修士論文>、E群<実習>については必ず置くこととする。

2) A群<共通基礎科目>は、下記の科目を最低限の科目として必修として配置することとする。ただし、開講科目名称については一定の読み替えを可能とする。
<「社会福祉原論」、「ソーシャルワーク論」、「社会福祉理論・学説史研究」、「ソーシャルワーク・リサーチ」>

ここでいう「社会福祉原論」とは、学部レベルにおける概論的原論を指さず、社会福祉成立の歴史的認識を含め、社会福祉学が学として成立している根拠をはじめ、思想、理念、歴史、諸理論、比較体制論、社会福祉政策・運営管理等について大学院レベルで講ずべき高度な内容を含むものである。

ここでいう「ソーシャルワーク論」は、やはり学部レベルにおける概論的ソーシャルワーク論を指さず、理論・価値・方法論・方法レポーターに関して大学院レベルにおいて講ずべき理論的内容を含むものである。

ここでいう「社会福祉理論・学説史研究」は「社会福祉原論」に対応し、社会福祉学の理論研究を行う上で求められる諸理論・分析法について講義ないし演習を行い、大学院レベルにおける社会福祉研究方法の基礎とするものである。

ここでいう「ソーシャルワーク・リサーチ」は「ソーシャルワーク論」に対応し、社会福祉調査研究法について講義ないし演習を行うものである。

3) B群<マイクロ・メゾ・マクロレベル別科目>は、大学の特色を生かし自由に配置する。

ただし、マイクロ・メゾ・マクロそれぞれのレベルにおいて著しく偏ることなく、適切に科目群が配置されることが必要である。また、B群におけるマイクロ・メゾ・マクロの区分けのなかでそれぞれの科目をマイクロ・メゾ・マクロのどの部分に位置づけるかは、それぞれの大学院が主体的に創意工夫して配列を行うことが適切である。B群の科目名は例示であるが、基本的姿勢は、社会福祉に関する教育の水準および教育すべき科目群の再編成を視野において、従来の制度・分野別教科や社会福祉学以外の既存学問体系に準拠する体系から脱し、新たに社会福祉学の包摂する個別分野を示すものである。その際、EUにおける社会福祉専門教育の共通化をも念頭に置いたものである。

B群では、上記以外に下記の科目として、例示を挙げている。その際、最下段でマイクロ・メゾ・マクロともに演習と明記しているが、これは今後の大学院教育がいわゆる講義スタイルをとらず、文部科学省の検討会が示しているように、また諸外国における大学院レベルのプロフェッショナル教育の際に行われている講義と演習との融合、事例中心の教育法を勘案して、ここでは演習と記した。これはE群の実地研究・フィールドワークとの接点としても位置づけている。

4) C群<俯瞰型科目>は、大学の特色を生かし自由に配置する。

俯瞰型とは、従来の制度・分野別、直接援助技術論等の枠組みにとらわれない科目やそれぞれの専門領域にブリッジを架ける科目で、かつ社会福祉に広く関わるような科目群を配置する。単なる統合科目、学際的領域の科目ではない。

5) D群<修士論文>は、必修とする。

6) E群<実習>(実地研究、フィールドワーク)は、必修とした上で、E群内で例示されているものについて、大学の特色を生かし自由に配置する。なお、実地研究、フィールドワークの総時間数の設定については大学院において標準的に収めると規定された授業時間数との関係で、また文部科学省の検討にあるようにフィールドワークなど学外でおこなう座学以外のものについて単位認定を行うという観点から今回は時間数を明示しない。

資料3 専門職大学院の認証評価の特例制度（免除規定）の廃止について

文部科学省、中央教育審議会大学分科会大学院部会大学院部会（第53回） 配付資料「資料6 専門職大学院の認証評価の特例制度（免除規定）の廃止について」より

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/004/gijiroku/attach/1307449.htm

1. 現行制度の概要

(1) 専門職大学院制度及び認証評価制度

○専門職大学院制度は、大学院における社会的・国際的に通用する高度専門職業人養成に対する期待の高まりを受けて平成15年度に創設（現在、131大学、186専攻が設置）

○専門職大学院を置く大学は、機関別評価（7年以内ごと）に加え、専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5年以内ごとに認証評価を受ける（平成16年度～）（学校教育法第109条、同施行令第40条）

(2) 認証評価の特例制度

○ただし、認証評価機関が存在しない場合には、以下の代替措置が可能（学校教育法第109条、同施行規則第167条）

1 外国団体等による代替措置（これまで実績なし）

→外国に主たる事務所を有する法人等で、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体による評価を受けること

2 外部検証による代替措置

→自己点検・評価を行い、その結果について、当該大学の職員以外の者の検証を行うこと

2. 中教審答申「グローバル化社会の大学院教育」（平成23年1月）の提言

「<認証評価の見直し>

専門職大学院の認証評価については、認証評価機関が存在しない場合に、自己点検・評価とその外部検証で代替することが可能とされているが（学校教育法施行規則第167条第2号）、専門職大学院の質保証の観点から、この特例措置を廃止することが適当である。」

3. 改正案の概要

(1) 改正内容

○現行の代替措置のうち「2 外部検証による代替措置」を廃止する（学校教育法施行規則第167条第2号の改正）

(2) 理由

○専門職大学院制度の創設時には、専門分野の評価を行う第三者評価機関が十分には整備されていなかったが、現在、専門職大学院の9割以上に対応する評価機関が設立されている。

○認証評価に係る専門家の育成が進んだことにかんがみ、第三者評価を促進することで、専門職大学院の質を向上させることが必要になっている。

○外部検証の代替措置に当たっての実施方法や基準については、各大学の裁量に委ねられてきたが、評価の客観性や透明性の一層の確保が必要になっている。

4. 今後のスケジュール（予定）

○平成 23 年 5 月下旬～6 月下旬

意見公募手続き（パブリック・コメント）（公募期間は 30 日間）

○平成 23 年 7 月

学校教育法施行規則の一部改正省令を公布

○平成 25 年 4 月

学校教育法施行規則の一部改正省令を施行

参考

関係法令

○学校教育法

（自己点検・評価及び認証評価制度）

第 109 条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

○学校教育法施行令

（認証評価の期間）

第 40 条 法第百九条第二項（法第百二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第百九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

○学校教育法施行規則

第 167 条 学校教育法第 109 条第 3 項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、次の各号に掲げるいずれかの措置とする。

一 専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であって、当該専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。

二 専門職大学院を置く大学が、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する点検及び評価の結果のうち、当該専門職大学院に関するものについて、当該大学の職員以外の者による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。

日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科（専門職大学院）
第三者評価 報告書

2013年3月発行

社団法人日本社会福祉教育学校連盟
〒160-0008 東京都新宿区三栄町8番地
森山ビル西館402号室

TEL 03-5366-5964

FAX 03-5366-5965

<http://www.jassw.jp/>
